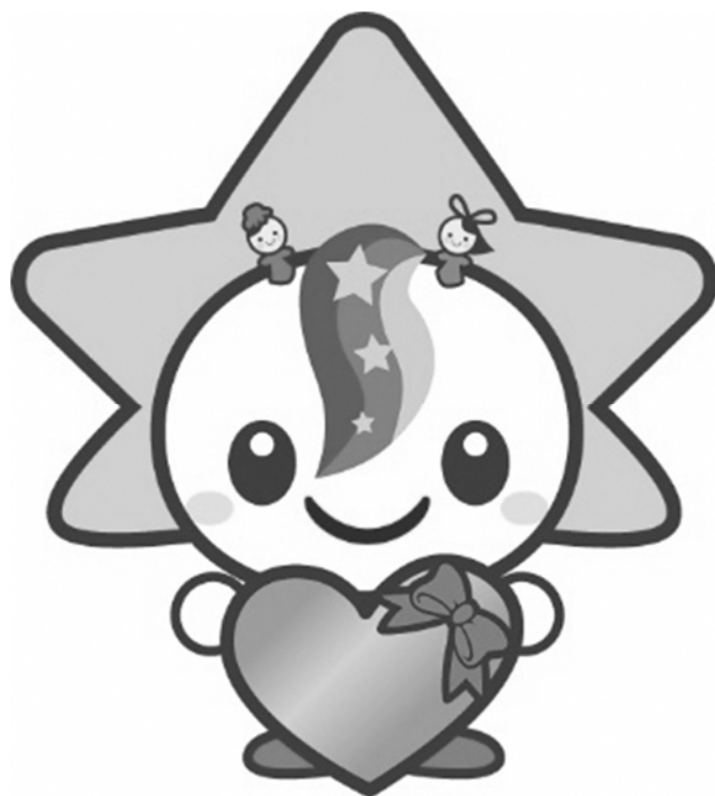


第4次茂原市地域福祉計画

地域共生社会の実現に向けて



茂原市マスコットキャラクター 「モバリん」

令和6年3月

茂原市

はじめに

核家族化や少子高齢化、ライフスタイルの多様化等による家庭内の扶養機能の低下、地域の繋がり希薄化など多くの課題を背景に、平成20年3月に本市で最初の地域福祉計画を策定いたしました。



現在、福祉を取り巻く課題は、ダブルケアやヤングケアラー、ひきこもりなど、更に複雑化・複合化してきております。

このような中、住民が世代や分野を超えて共に地域を創っていく「地域共生社会」という考えのもと、あらゆる人が役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることのできる社会を目指すことが求められております。

こうした状況を踏まえ「第3次茂原市地域福祉計画」の基本理念である「地域共生社会の実現に向けて」を継承し、本市の福祉政策全般の方向性を示すものとして「第4次茂原市地域福祉計画」を策定いたしました。

福祉には「しあわせ」という意味があります。子どもや高齢者を皆で見守る地域、困りごとを相談できる地域、生きがいのあふれる地域、安全で出かけやすい地域を共に創りあげられるよう、引き続き本市の地域福祉の充実に向けた取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、茂原市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、アンケートや地域懇談会、パブリックコメントに御協力いただいた市民の皆様、関係機関・団体の皆様及び事業者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

茂原市長 田中 豊彦

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 地域福祉とは.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画期間.....	4
5 策定体制.....	5
第2章 茂原市の地域福祉を取り巻く現状.....	6
1 茂原市の現状.....	6
2 アンケート調査結果からみた現状.....	11
3 地域懇談会からの意見.....	30
4 地域福祉の課題.....	32
第3章 計画の基本理念.....	38
1 地域福祉の理念.....	38
2 計画の基本目標と基本方針.....	39
3 SDGsとの関連性.....	40
4 施策体系.....	41
5 施策の展開の考え.....	42
第4章 施策の展開.....	43
基本方針1 総合的・重層的な支援体制等の充実.....	43
基本方針2 雇用・就労等の支援.....	46
基本方針3 生活困窮者等への支援.....	47
基本方針4 計画的なサービスの促進.....	48
基本方針5 良質なサービス供給の仕組みづくり.....	50
基本方針6 利用者の権利擁護の確保.....	52
基本方針7 適切な量と質の情報提供体制の整備充実.....	53
基本方針8 ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立.....	54
基本方針9 心のバリアフリー化の推進.....	58
基本方針10 暮らしやすい環境の向上.....	58

第5章 計画の推進	60
1 推進評価体制と今後の進め方	60
第6章 これからに向けて.....	61
1 茂原市地域福祉計画推進委員会委員長からのメッセージ	61
第7章 資料編	62
1 計画策定の経過	62
2 茂原市地域福祉計画推進委員会設置要綱	63
3 茂原市地域福祉計画推進委員会名簿	64



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。コロナ禍により社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題も深刻化しました。地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、8050問題・ダブルケア・ヤングケアラーなど多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に理解と協力の輪を広げていくことが求められています。

茂原市においても少子高齢化と人口減少が続いており、総人口は平成12年の9万3,779人をピークに、令和5年には8万7,096人と7%以上も減少しています。

こうした中、社会福祉法の改正により地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、市町村は地域住民と関係機関等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくこととなりました。包括的な支援体制の構築を実現するために、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の充実が求められています。

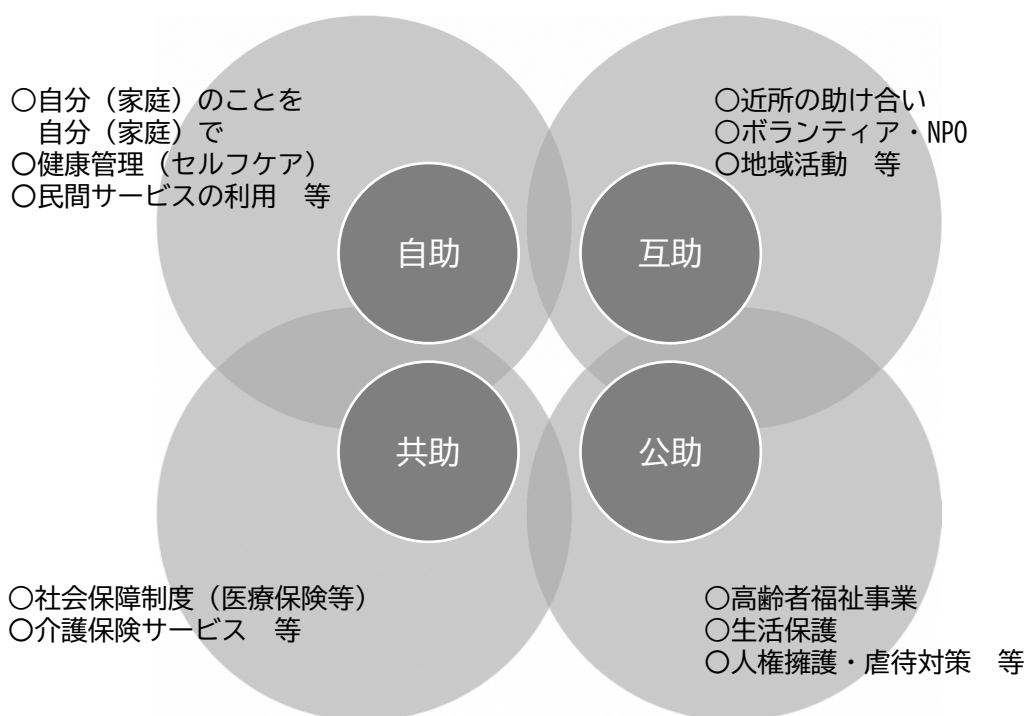
また、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示されました。日本でも政府や民間企業が一体となり、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取り組みを進めています。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性別、年齢、障害の有無など、多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らしていくことのできる社会が求められています。

このたび、茂原市では、社会情勢や制度の変化に対応するため、平成30年3月に策定した「第3次茂原市地域福祉計画」が令和5年度に終了することから、新たに「第4次茂原市地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取組」「互助：地域の取組」「共助：社会保障制度等」「公助：行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力することが大切です。



3 計画の位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について市町村が定める計画です。

（社会福祉法 第107条）

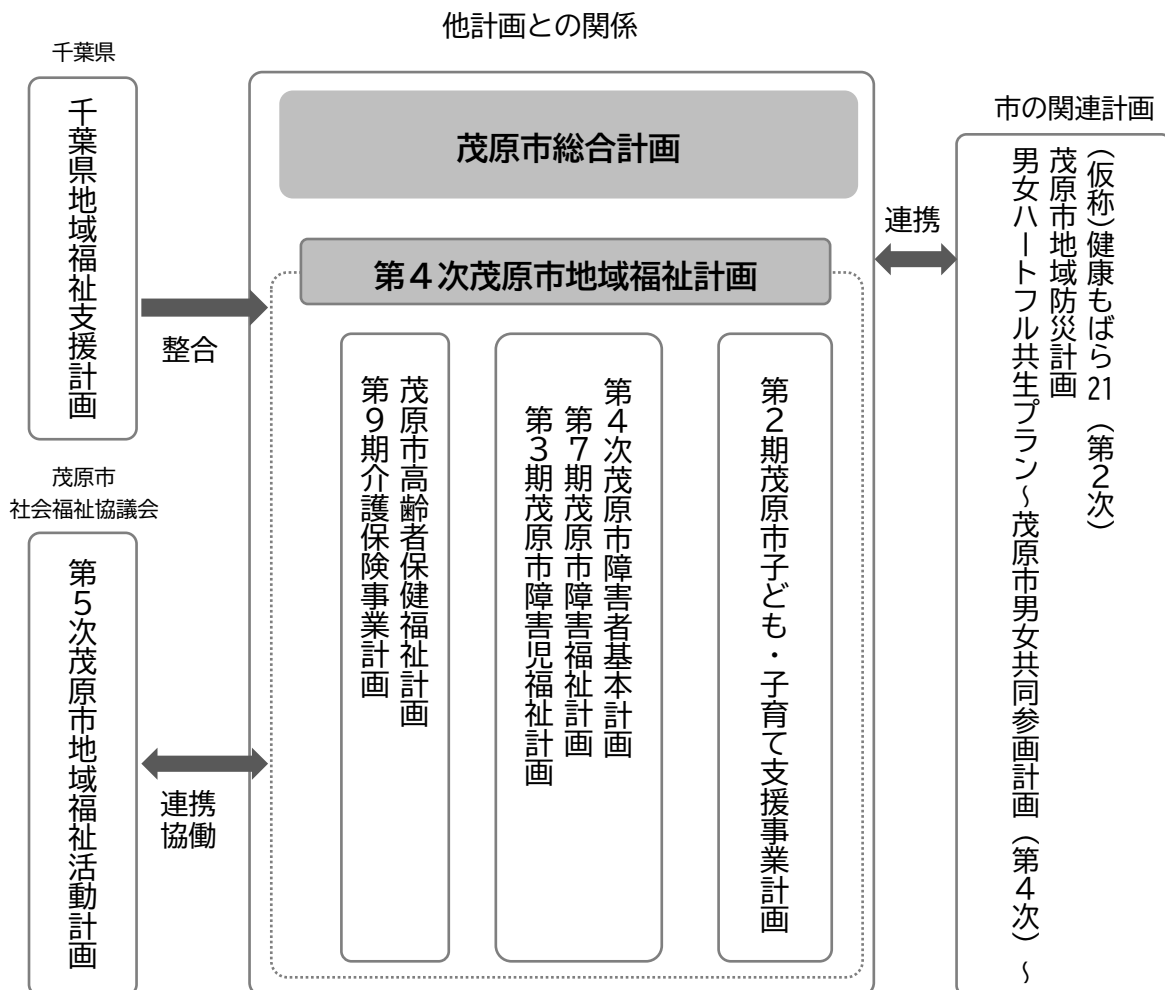
第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画「茂原市総合計画」の趣旨を踏まえて策定し、福祉と健康分野の政策の取組方針「誰もが自分らしく健康に暮らせるまち」を実現するため、「茂原市高齢者保健福祉計画・茂原市介護保険事業計画」、「茂原市障害者基本計画・茂原市障害福祉計画・茂原市障害児福祉計画」、「茂原市子ども・子育て支援事業計画」等の各計画を地域福祉という視点で捉え、地域福祉に関する目標を示す計画です。

また、茂原市社会福祉協議会が定める「茂原市地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進という共通の目的のもと、両計画が車の両輪となるよう、市と社会福祉協議会が協働、役割分担し、総合的に地域福祉の推進を目指します。



4 計画期間

本計画に関連する障害福祉計画・障害児福祉計画および高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間は3年間で1期として作成することを基本としています。

本計画についても、障害福祉計画・障害児福祉計画および高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間と齟齬が生じないように、令和6年度から11年度までの6年間で計画期間とします。

また、国の福祉施策や、社会経済情勢に変化があった場合には、必要に応じて施策を検討し、計画の見直しを行います。

計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
茂原市総合計画 (前期基本計画：令和3年～令和7年)			茂原市総合計画 (後期基本計画：令和8年～令和12年)			
第4次茂原市地域福祉計画						
第5次茂原市地域福祉活動計画						
茂原市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画						
第4次茂原市障害者基本計画						
第7期茂原市障害福祉計画 第3期茂原市障害児福祉計画						
第2期茂原市 子ども・子育て 支援事業計画		第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画				
健康もばら21		(仮称)健康もばら21 (第2次)				
茂原市地域防災計画						
男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画(第4次)～						

5 策定体制

総合的な視点からの検討と市民参加に基づいた計画づくりのために「茂原市地域福祉計画推進委員会」を設置しました。この委員会は各種団体の代表、教育関係機関の代表、福祉関係行政機関の代表などから構成されており、地域福祉の課題や将来の方向性について協議しました。

さらに、地域福祉に関するアンケート調査や、福祉関係活動団体調査、地域懇談会を通じ、市民や関係者等の意見を反映した計画策定に努めました。



茂原市の地域福祉を取り巻く現状

1 茂原市の現状

(1) 少子高齢化

茂原市の人口は、第1次計画策定時の平成20年4月1日の94,230人から第2次計画策定時の平成25年4月1日では92,569人、第3次計画策定時の平成29年4月1日では90,715人、令和5年4月1日には87,096人と、減少傾向となっております。

年齢構成別にみると、15歳未満の年少人口割合は、平成25年4月1日時点では11.59%であったものが平成29年4月1日では10.87%、令和5年4月1日時点では9.67%と、減少傾向となっております。

また、合計特殊出生率は、令和4年で1.18と県と同水準となっておりますが、全国平均の1.26を下回る水準となっております。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は、2.08とされておりますので、それを下回る水準で推移しており、少子化とともに人口減少の要因の1つとも考えられます。

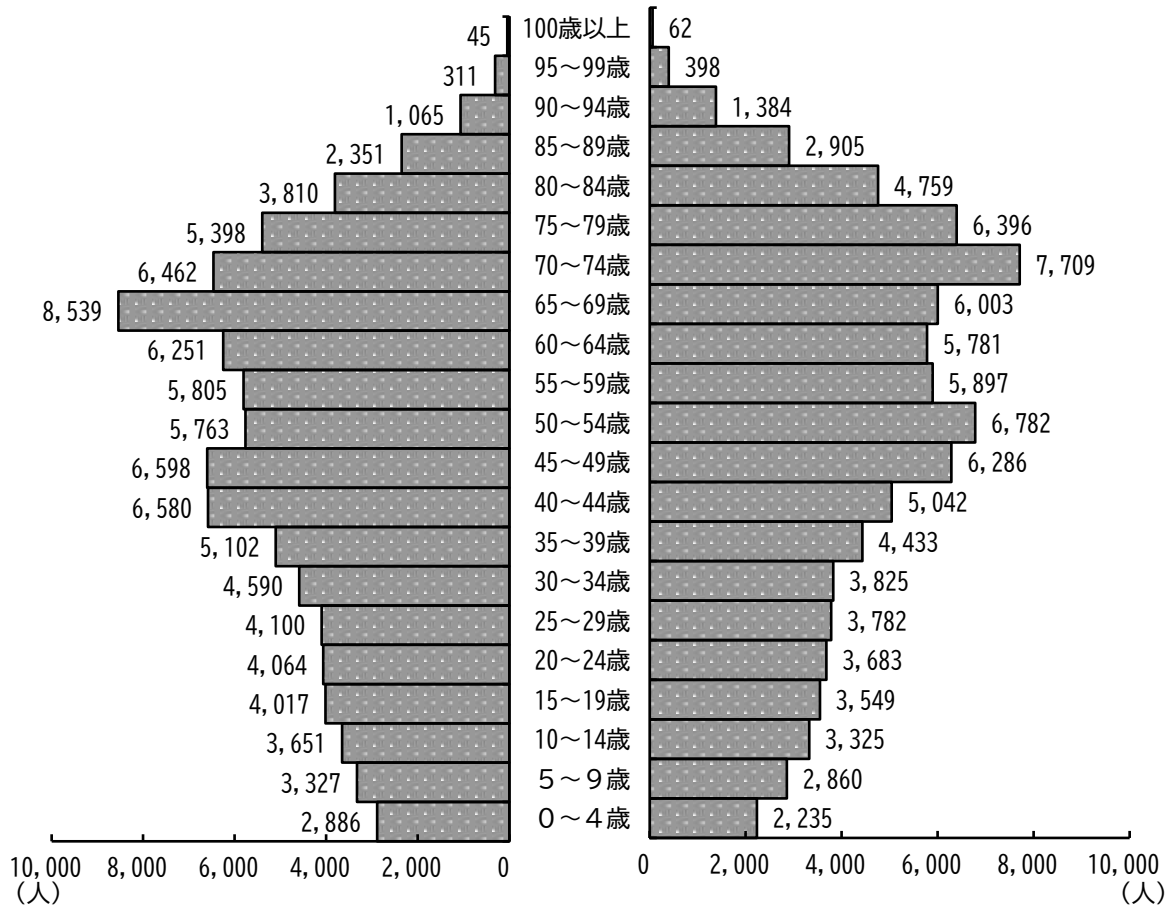
その一方で、65歳以上の人口割合である高齢化率は、総人口の減少による影響もありますが、平成25年4月1日では26.31%であったものが平成29年4月1日では30.84%、令和5年4月1日には34.00%と、増加傾向となっており、高齢化についても進行している状況がうかがえます。

人口構成図をみると、70歳から74歳の割合が高く、この世代への対応が大きな課題となっております。

人口構成図

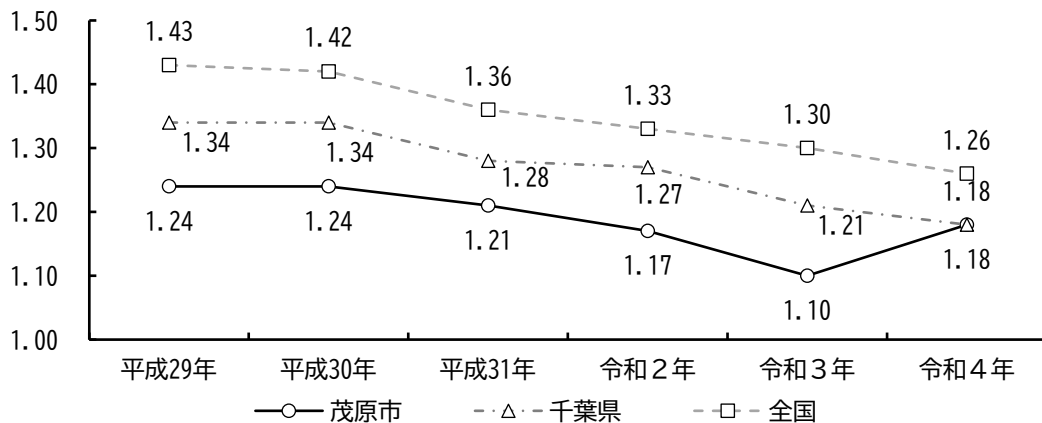
【平成 29 年 4 月 1 日現在】

【令和 5 年 4 月 1 日現在】



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

合計特殊出生率



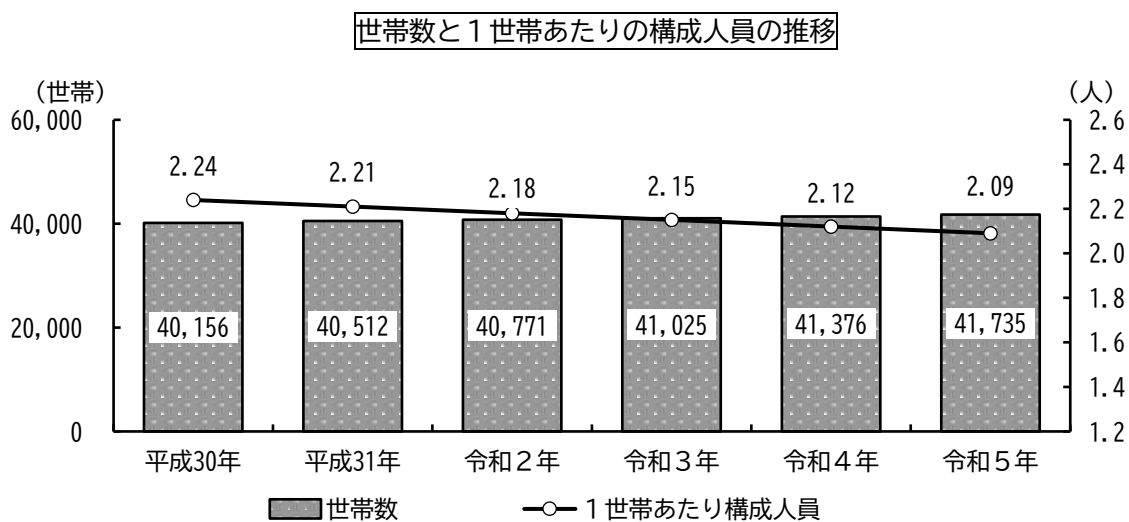
資料：千葉県厚生統計調査（各年 4 月 1 日現在）

※合計特殊出生率とは…1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに生む子どもの数の平均を示したもの。

(2) 世帯や家族構成の縮小化

茂原市における世帯数をみると、平成20年4月1日の37,217世帯から平成25年4月1日1日には38,594世帯、平成29年4月1日では39,867世帯、令和5年4月1日には41,735世帯と増加傾向となっています。もっとも、総人口は減少しているため、1世帯あたりの構成人員は、平成20年4月1日の2.53人から平成25年4月1日には、2.40人、平成29年4月1日には2.28人、令和5年には2.09人と世帯規模、家族構成の縮小化が進んでいます。

こうした中で、核家族化の進行とともに、高齢者世帯、特に単身高齢者世帯が増加しています。

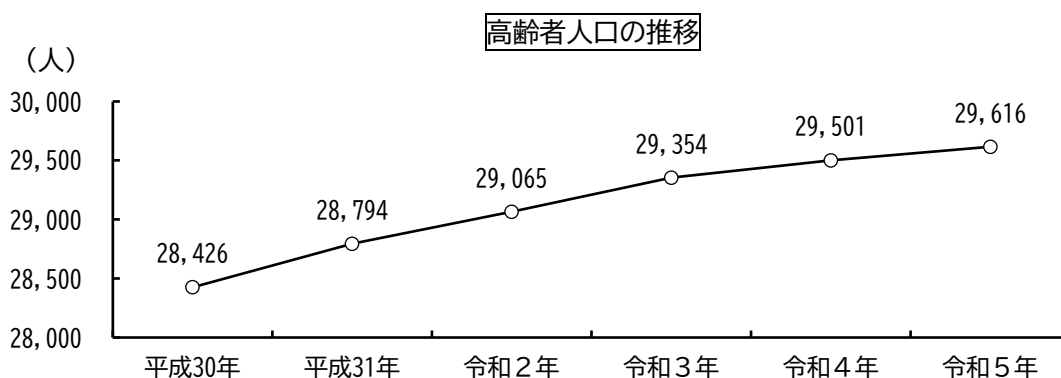


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

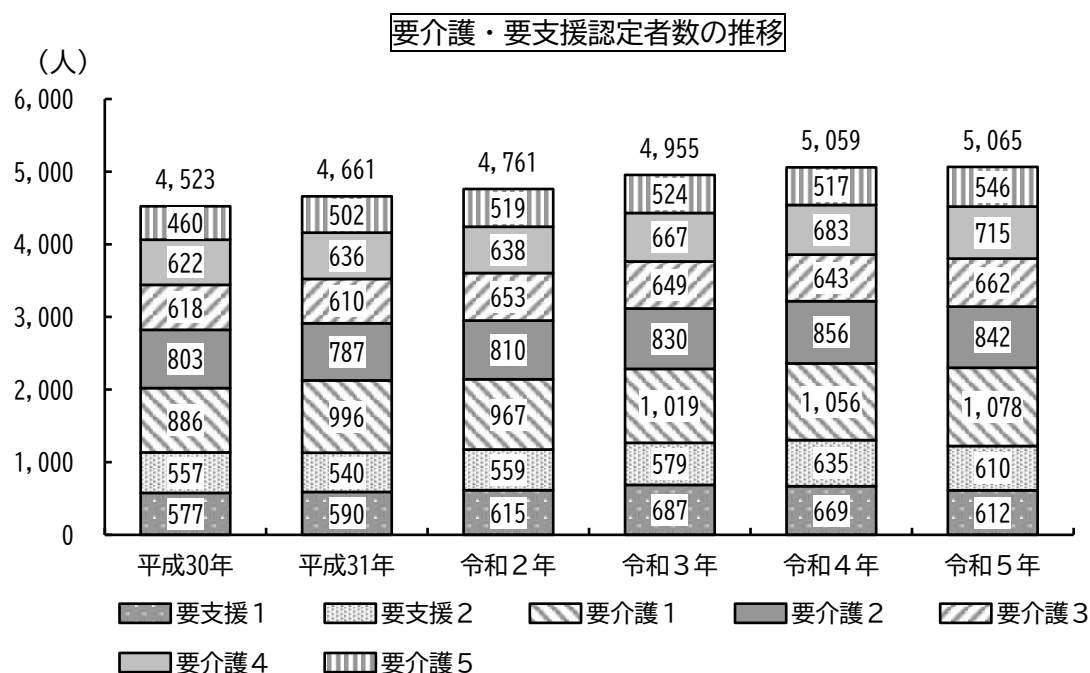
(3) 高齢者をめぐる現状

高齢者人口は、平成20年4月1日の20,552人から平成25年4月1日では24,355人、平成29年4月1日では27,981人、令和5年4月1日では、29,616人へと増加傾向となっており、高齢化が進行していることがうかがえます。これに伴って、要介護・要支援認定者数も増加の傾向にあり、平成20年4月1日では2,750人で認定率は13.38%に、平成25年4月1日では3,626人で認定率は14.89%に、平成29年4月1日では4,296人で認定率15.35%、令和5年3月末日に5,065人で認定率は17.10%に達しています。

今後も高齢化は進行するものと予測され、要介護者や要支援者に対する取り組みはもとより、要介護・要支援状態にならないための介護予防の推進が重要です。



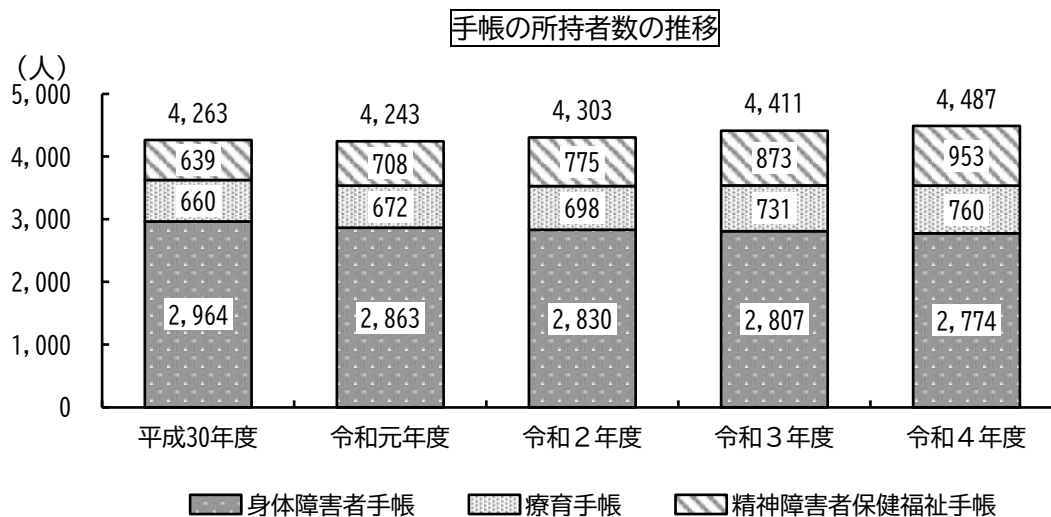
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



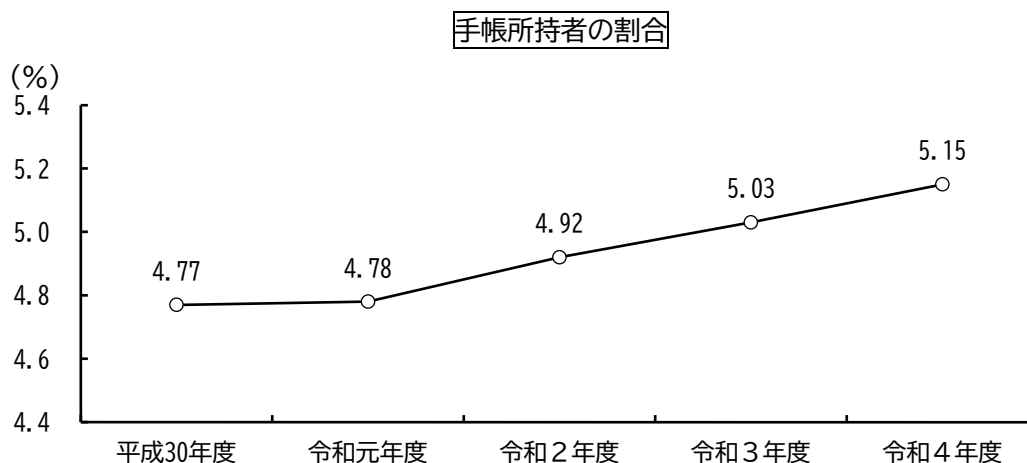
資料：令和2年まで：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、
令和3年から令和4年は「介護保険事業状況報告（3月月報）」、
令和5年：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」（3月末日現在）

(4) 障害のある人をめぐる現状

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数をみると、合計で平成30年度が4,263人、令和2年度が4,303人、令和4年度が4,487人となっています。市の総人口に対する手帳所持者の割合も、平成30年度が4.77%、令和2年度が4.92%、令和4年度が5.15%と年々増加しています。



資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 各年度3月31日現在



資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 各年度3月31日現在

|| 2 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「地域福祉計画」策定の基礎資料とするため。

② 調査対象

18歳以上の市民

③ 調査期間

令和5年6月30日（金）～7月17日（月）

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
地域福祉に関するアンケート調査	2,000 通	660 通	33.0%

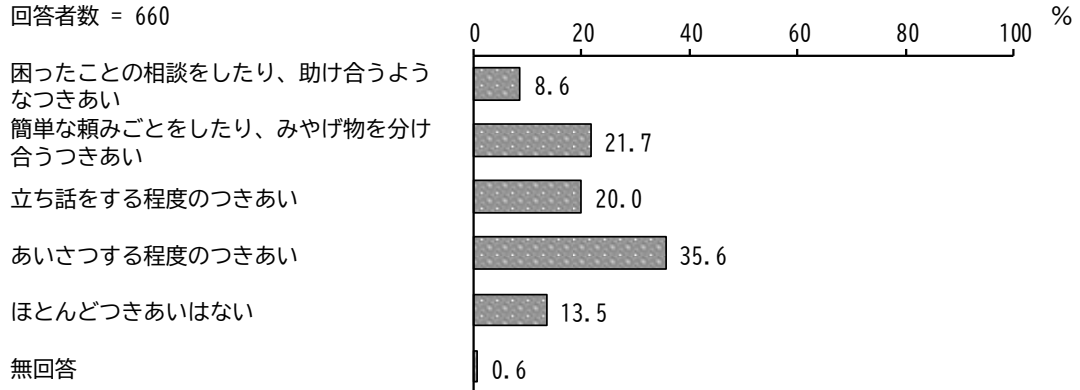
(2) 調査の結果

① 暮らしの様子や地域とのかかわりについて

ア ご近所で最も親しくしている人と、日頃のつきあいの程度（1つに○）

「あいさつする程度のつきあい」の割合が35.6%と最も高く、次いで「簡単な頼みごとをしたり、みやげ物を分け合うつきあい」の割合が21.7%、「立ち話をする程度のつきあい」の割合が20.0%となっています。

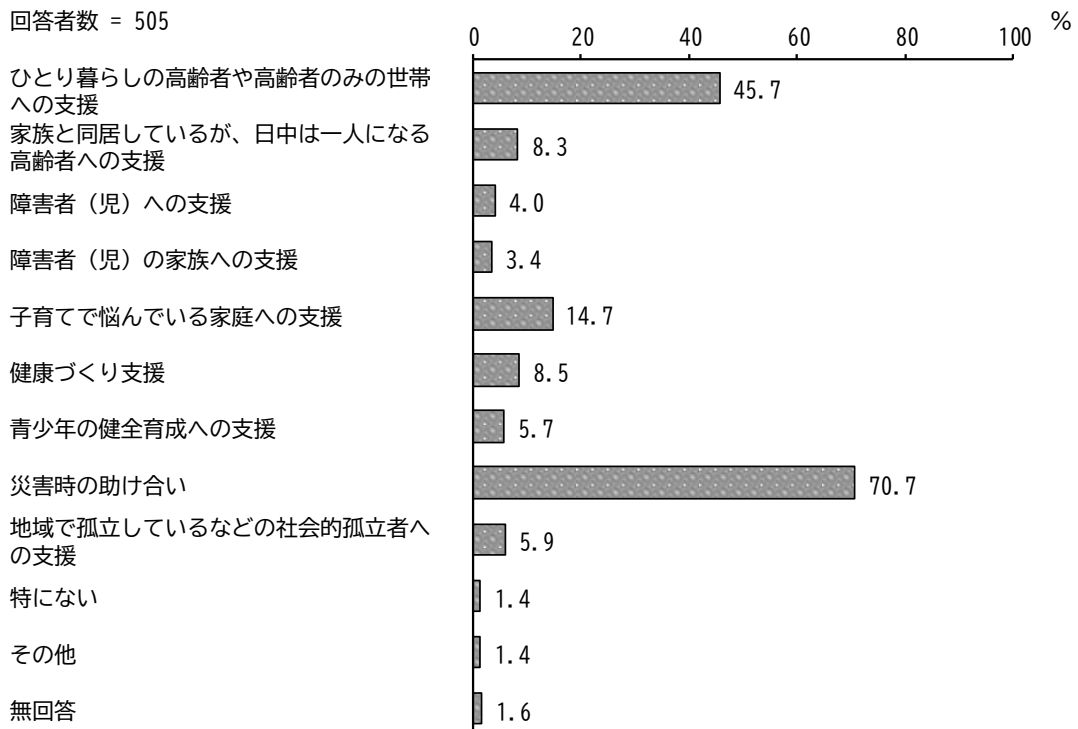
回答者数 = 660



イ 地域の人たちが協力して取り組むことが必要な問題（2つまで○）

「災害時の助け合い」の割合が70.7%と最も高く、次いで「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への支援」の割合が45.7%、「子育てで悩んでいる家庭への支援」の割合が14.7%となっています。

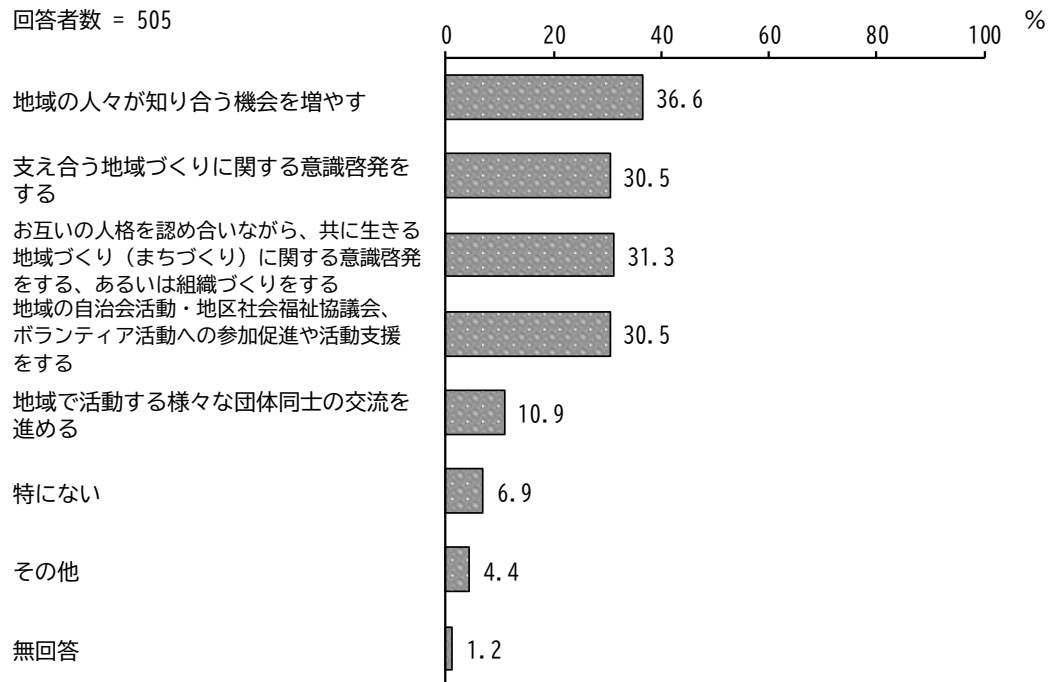
回答者数 = 505



ウ 地域づくりを進めるために必要な行政の支援（2つまで○）

「地域の人々が知り合う機会を増やす」の割合が36.6%と最も高く、次いで「お互いの人格を認め合いながら、共に生きる地域づくり（まちづくり）に関する意識啓発をする、あるいは組織づくりをする」の割合が31.3%、「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」、「地域の自治会活動・地区社会福祉協議会、ボランティア活動への参加促進や活動支援をする」の割合が30.5%となっています。

回答者数 = 505

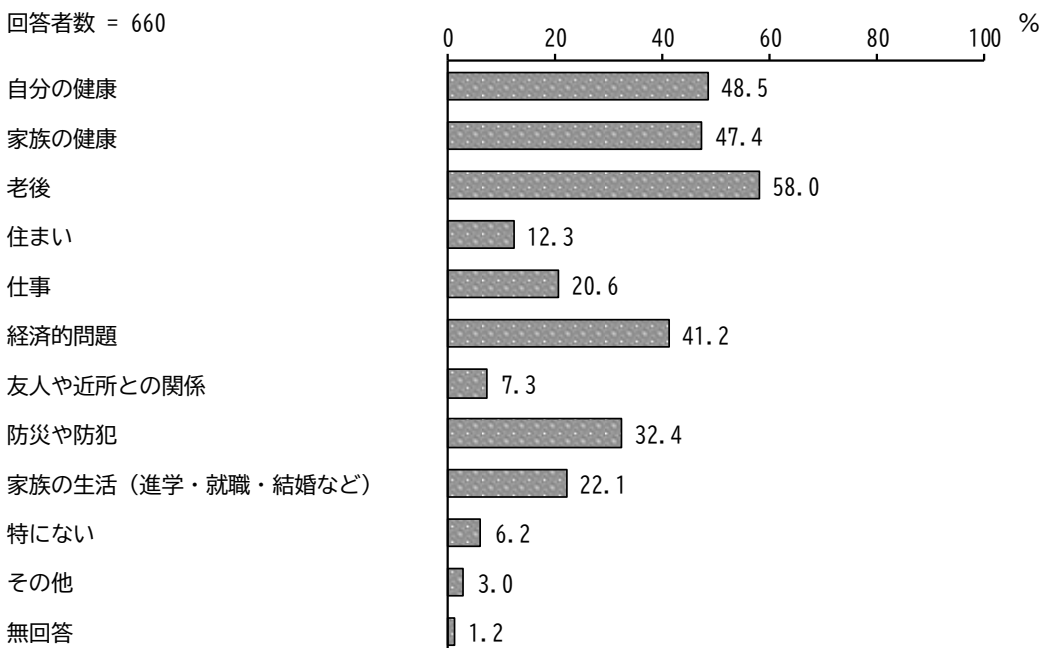


② 日常生活における地域での課題について

ア 現在不安に思っていること（いくつでも○）

「老後」の割合が58.0%と最も高く、次いで「自分の健康」の割合が48.5%、「家族の健康」の割合が47.4%となっています。

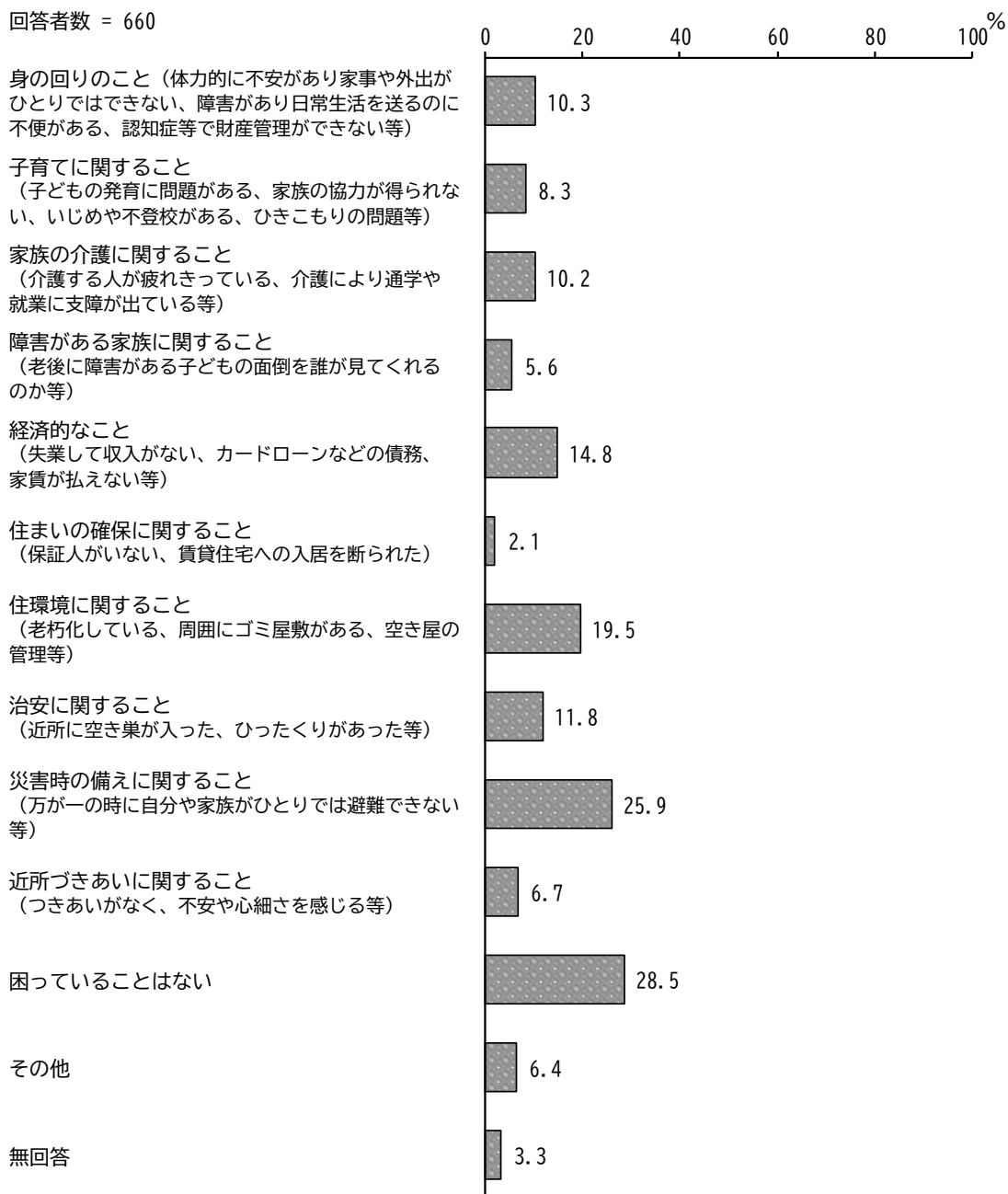
回答者数 = 660



イ 日常生活で困っていること（いくつでも○）

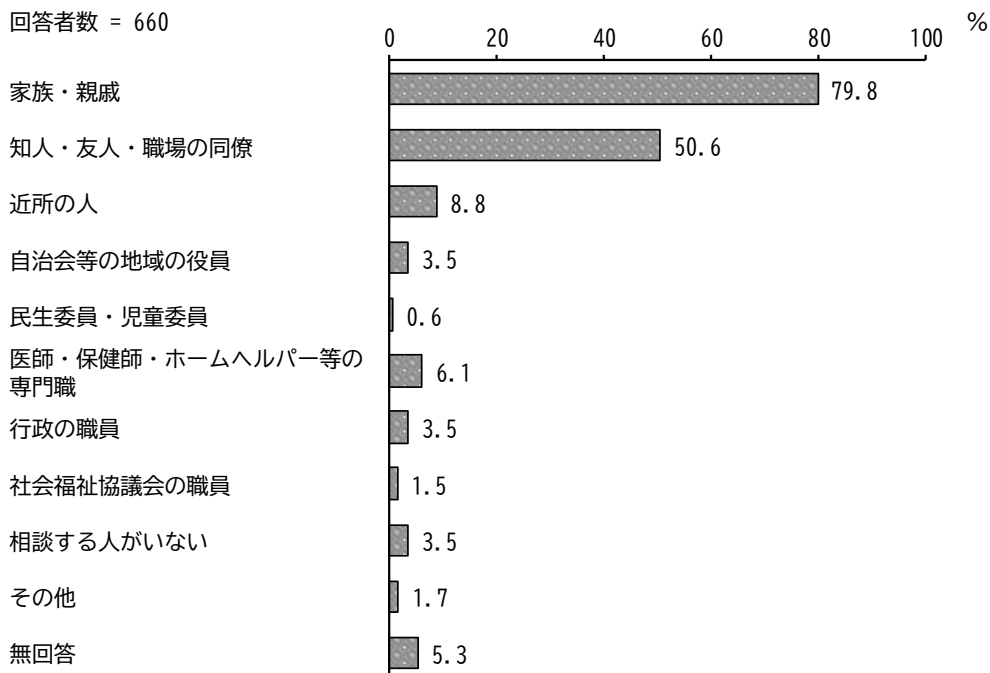
「困っていることはない」の割合が28.5%と最も高く、次いで「災害時の備えに関すること（万が一の時に自分や家族がひとりでは避難できない等）」の割合が25.9%、「住環境に関すること（老朽化している、周囲にゴミ屋敷がある、空き屋の管理等）」の割合が19.5%となっています。

回答者数 = 660



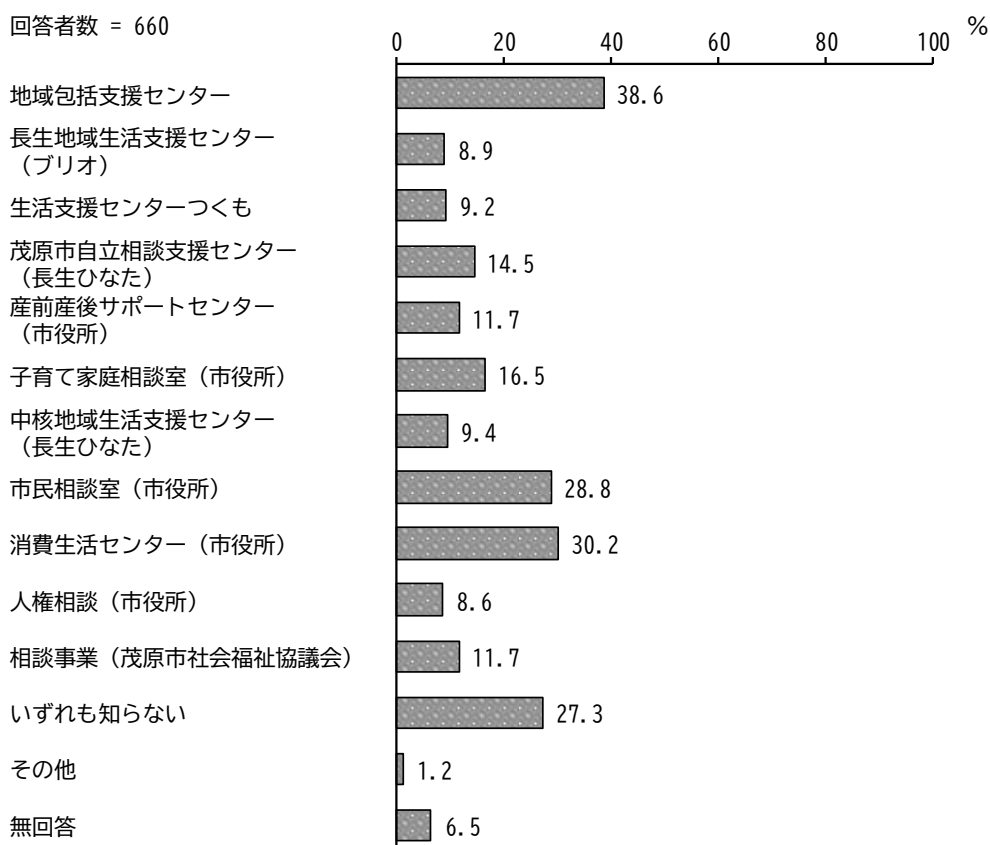
ウ 日頃の相談相手（いくつでも○）

「家族・親戚」の割合が79.8%と最も高く、次いで「知人・友人・職場の同僚」の割合が50.6%となっています。



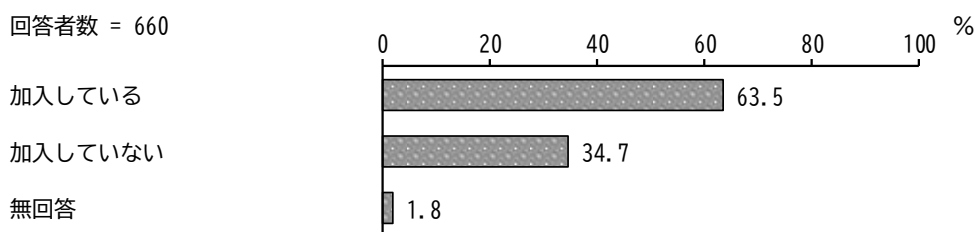
エ 相談支援窓口の認知（いくつでも○）

「地域包括支援センター」の割合が38.6%と最も高く、次いで「消費生活センター（市役所）」の割合が30.2%、「市民相談室（市役所）」の割合が28.8%となっています。



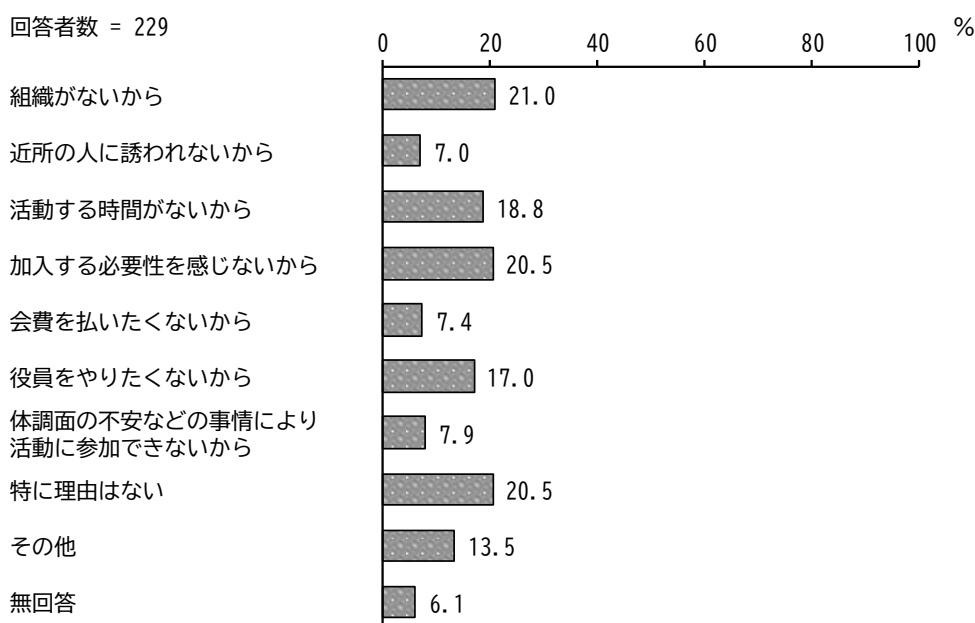
オ 自治会への加入（1つに○）

「加入している」の割合が63.5%、「加入していない」の割合が34.7%となっています。



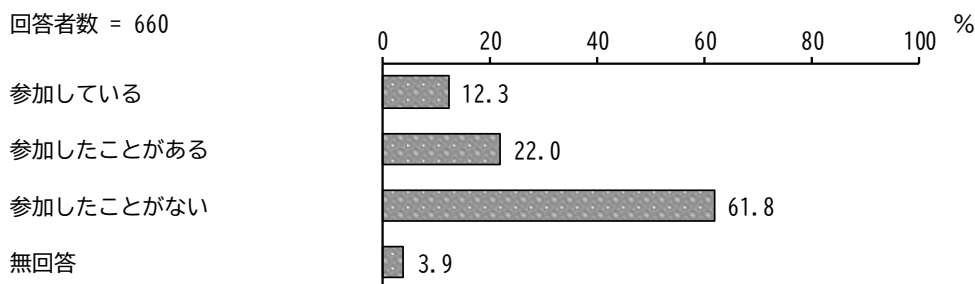
カ 自治会へ加入していない理由（いくつでも○）

「組織がないから」の割合が21.0%と最も高く、次いで「加入する必要性を感じないから」、「特に理由はない」の割合が20.5%となっています。



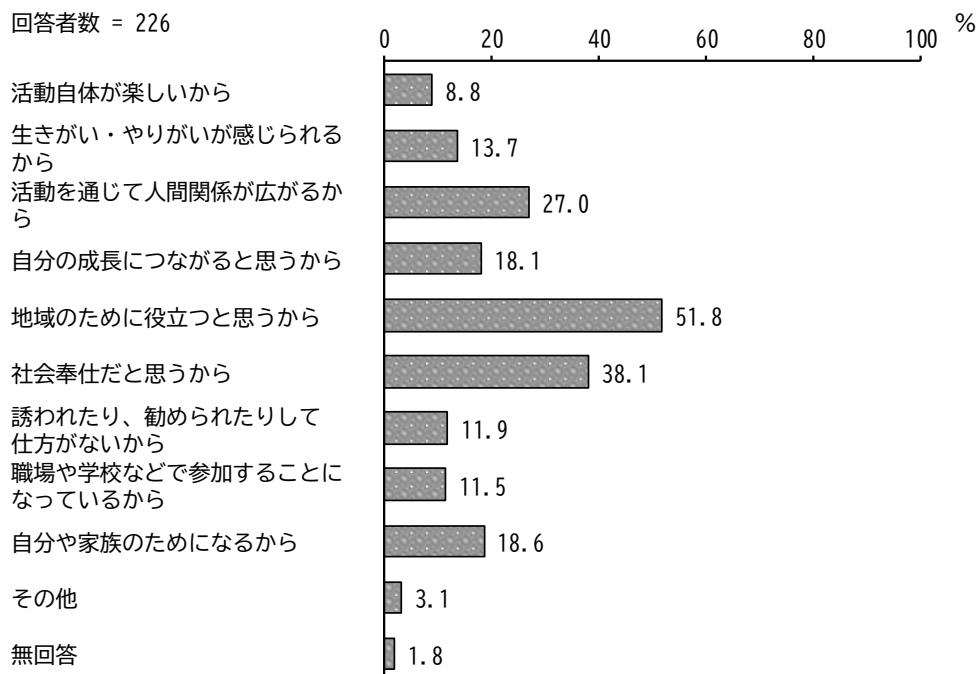
キ ボランティア活動への参加の有無（1つに○）

「参加したことがない」の割合が61.8%と最も高く、次いで「参加したことがある」の割合が22.0%、「参加している」の割合が12.3%となっています。



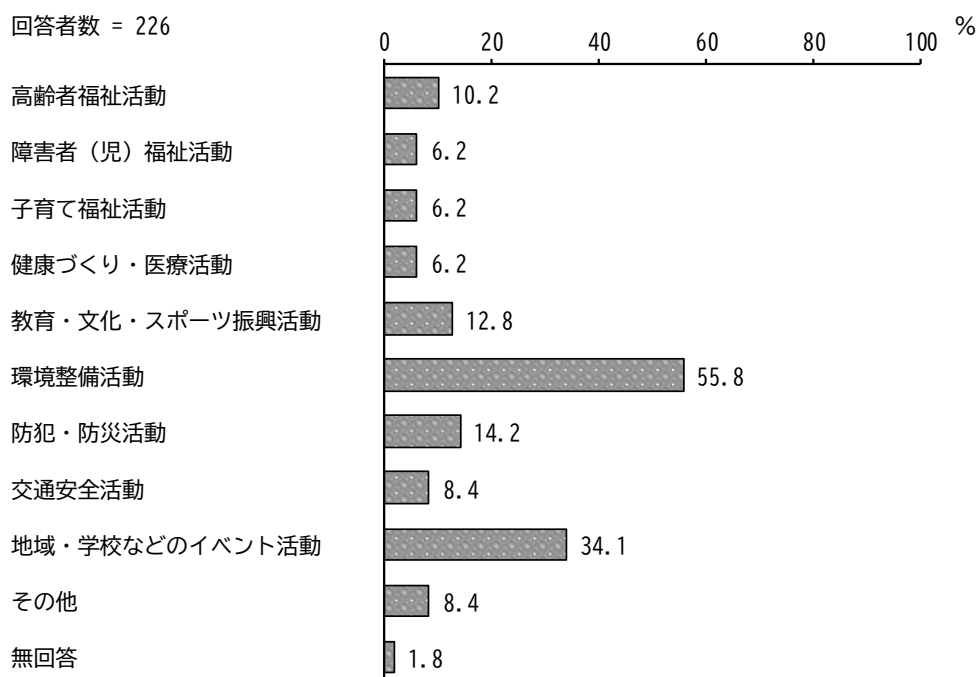
ク ボランティア活動への参加理由（いくつでも○）

「地域のために役立つと思うから」の割合が51.8%と最も高く、次いで「社会奉仕だと思ふから」の割合が38.1%、「活動を通じて人間関係が広がるから」の割合が27.0%となっています。



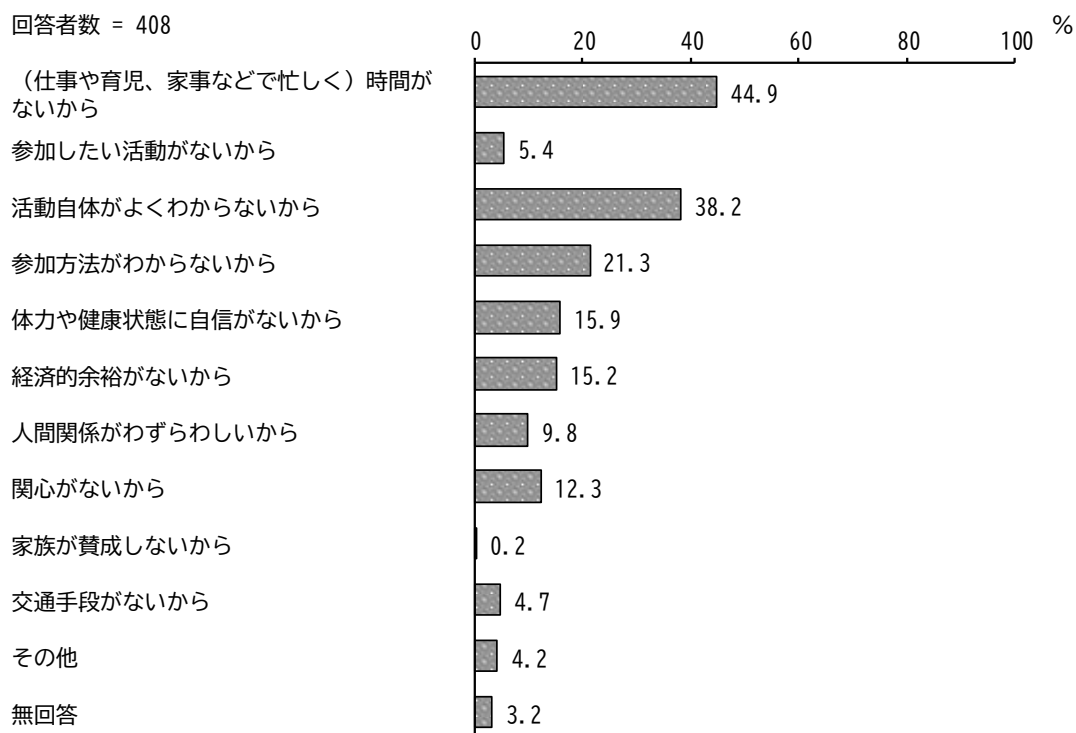
ケ 参加したボランティア活動の内容（いくつでも○）

「環境整備活動」の割合が55.8%と最も高く、次いで「地域・学校などのイベント活動」の割合が34.1%、「防犯・防災活動」の割合が14.2%となっています。



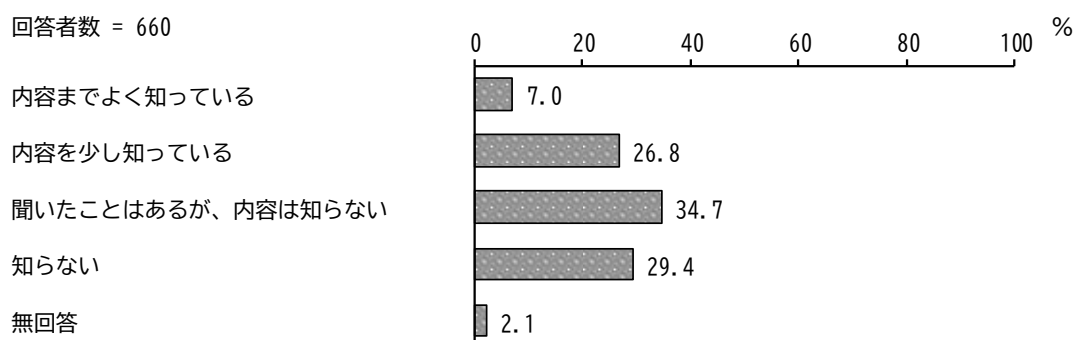
コ ボランティア活動に参加したことがない理由（いくつでも○）

「（仕事や育児、家事などで忙しく）時間がないから」の割合が44.9%と最も高く、次いで「活動自体がよくわからないから」の割合が38.2%、「参加方法がわからないから」の割合が21.3%となっています。



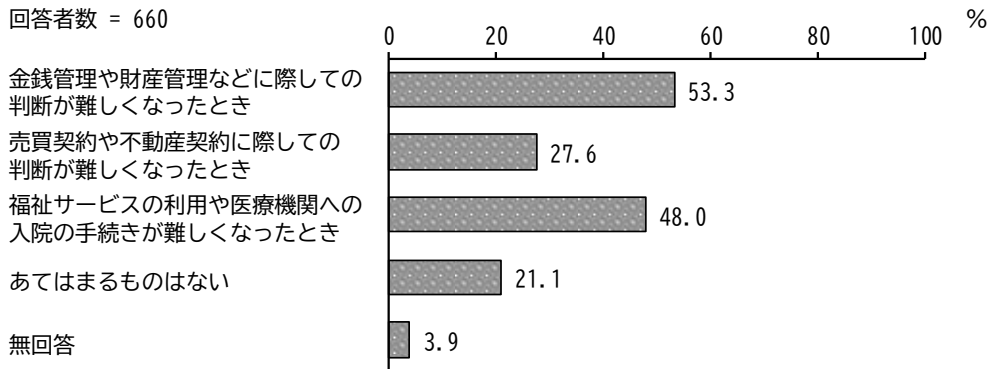
サ 「成年後見制度」の認知（1つに○）

「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が29.4%、「内容を少し知っている」の割合が26.8%となっています。



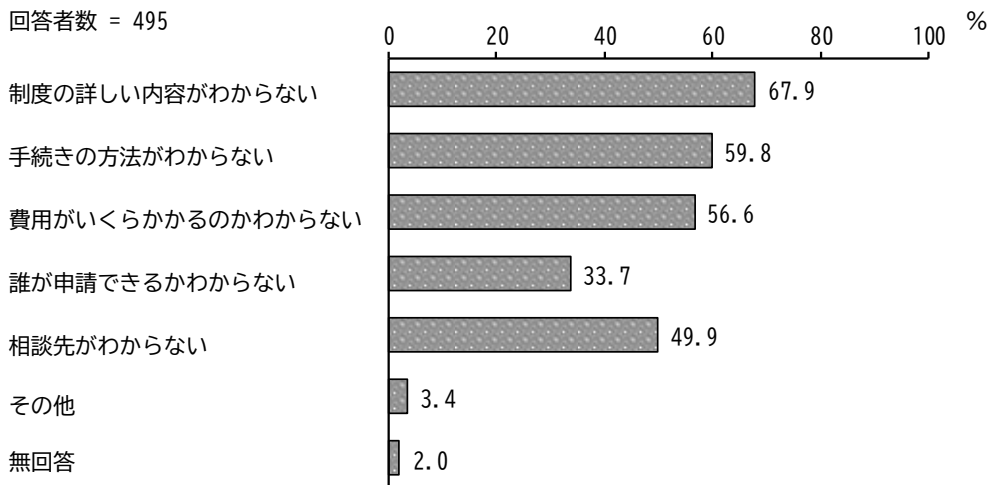
シ 成年後見制度を「利用したい」または「利用をすすめたい」と思う理由
(いくつでも○)

「金銭管理や財産管理などに際しての判断が難しくなったとき」の割合が53.3%と最も高く、次いで「福祉サービスの利用や医療機関への入院の手続きが難しくなったとき」の割合が48.0%、「売買契約や不動産契約に際しての判断が難しくなったとき」の割合が27.6%となっています。



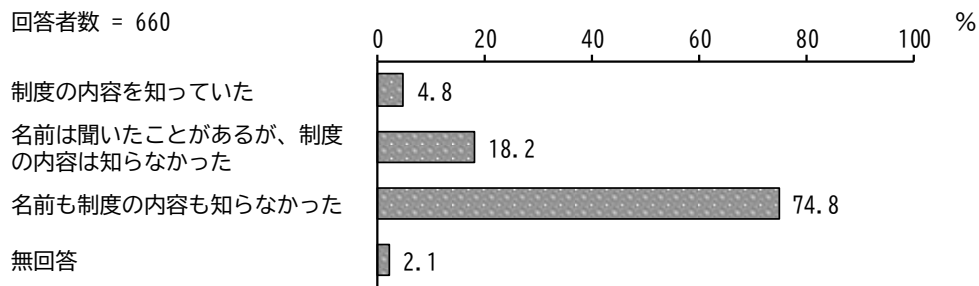
ス 「利用したい」または「利用をすすめたい」と思ったときに困ること
(いくつでも○)

「制度の詳しい内容がわからない」の割合が67.9%と最も高く、次いで「手続きの方法がわからない」の割合が59.8%、「費用がいくらかかるのかわからない」の割合が56.6%となっています。



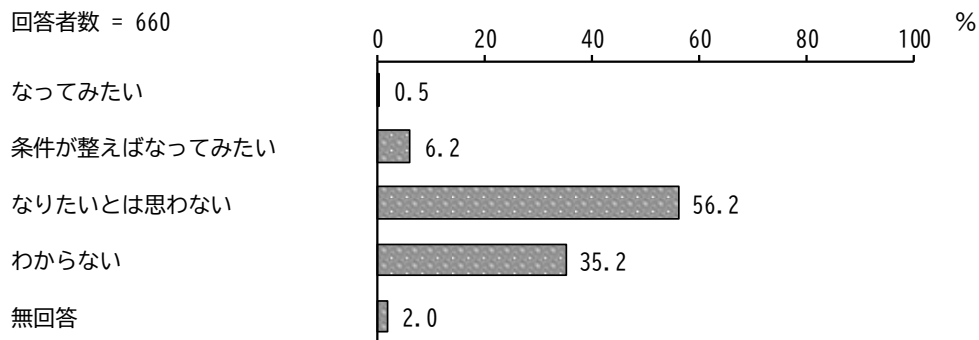
セ 「市民後見人」の認知（1つに○）

「名前も制度の内容も知らなかった」の割合が74.8%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らなかった」の割合が18.2%となっています。



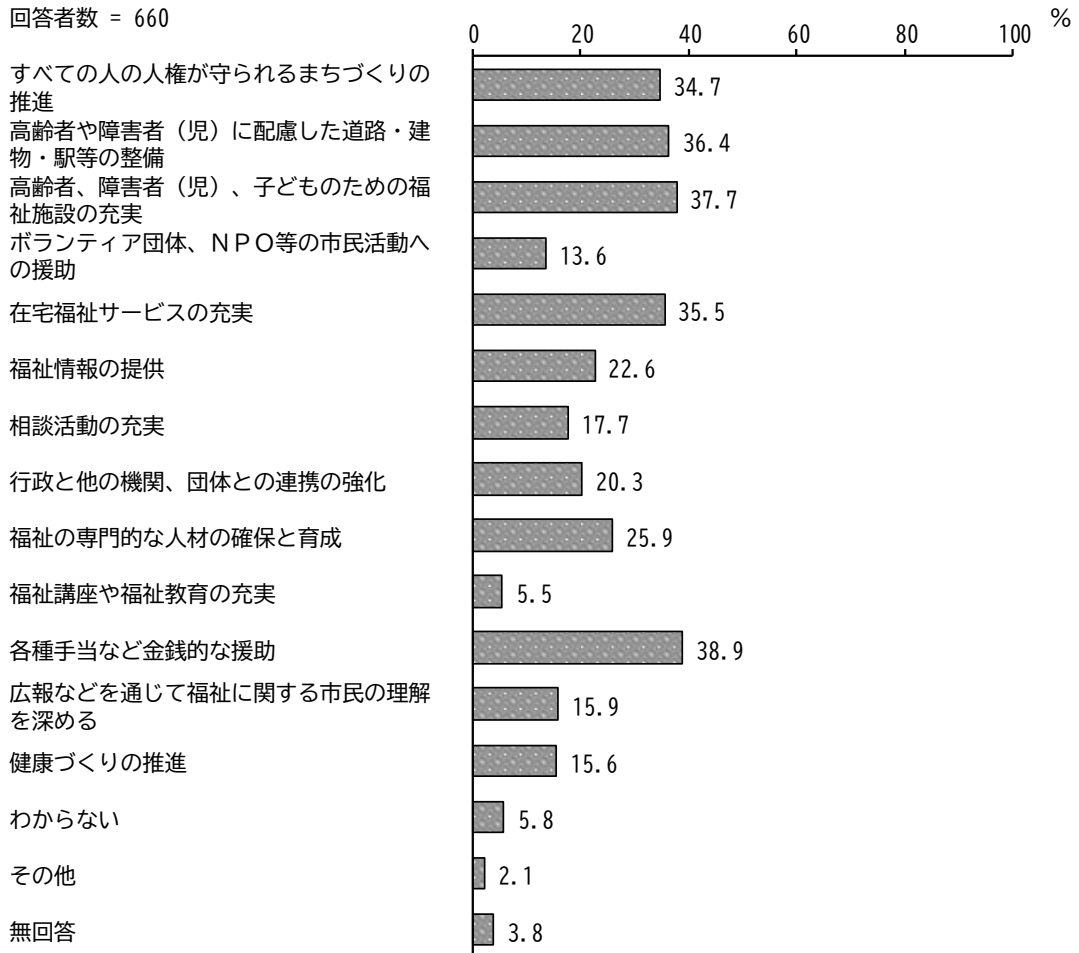
ソ 「市民後見人」になりたいか（1つに○）

「なりたいとは思わない」の割合が56.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が35.2%となっています。



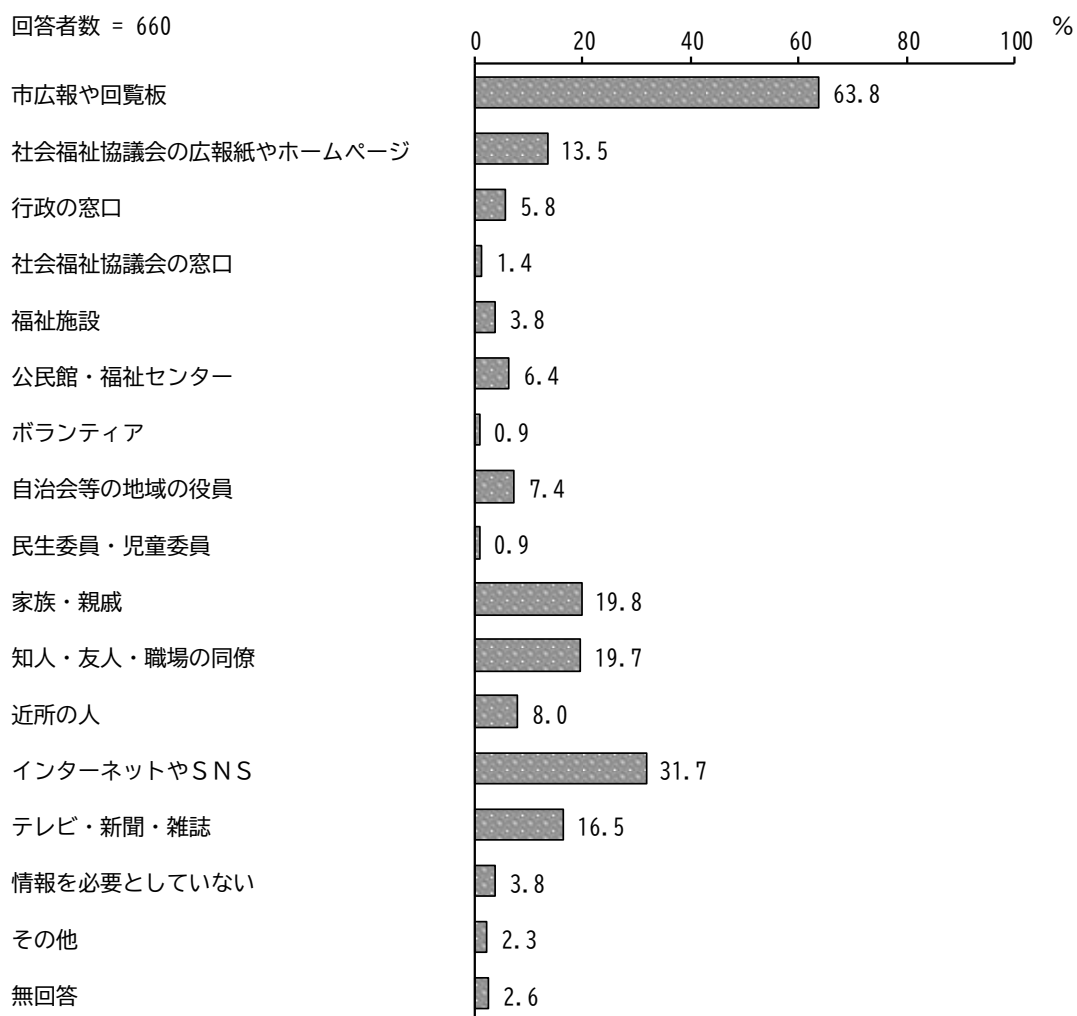
タ 地域福祉を推進していくために重要な行政の役割（5つまで○）

「各種手当など金銭的な援助」の割合が38.9%と最も高く、次いで「高齢者、障害者（児）、子どものための福祉施設の充実」の割合が37.7%、「高齢者や障害者（児）に配慮した道路・建物・駅等の整備」の割合が36.4%となっています。



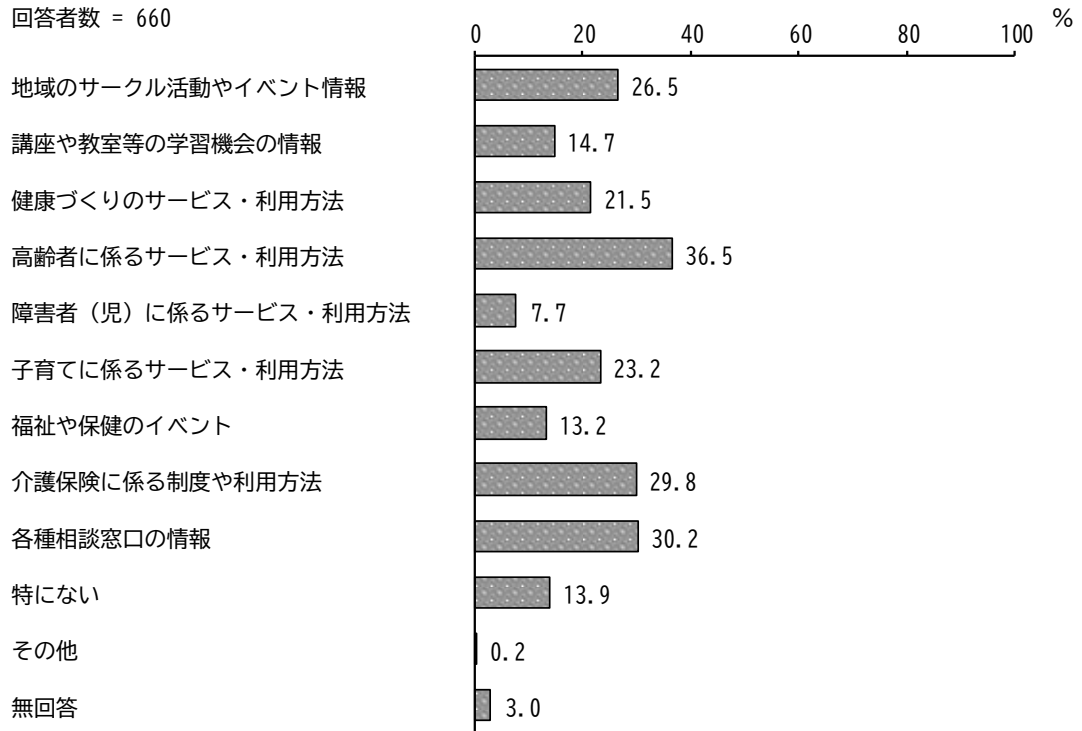
チ 地域行事や福祉に関する情報の取得（いくつでも○）

「市広報や回覧板」の割合が63.8%と最も高く、次いで「インターネットやSNS」の割合が31.7%、「家族・親戚」の割合が19.8%となっています。



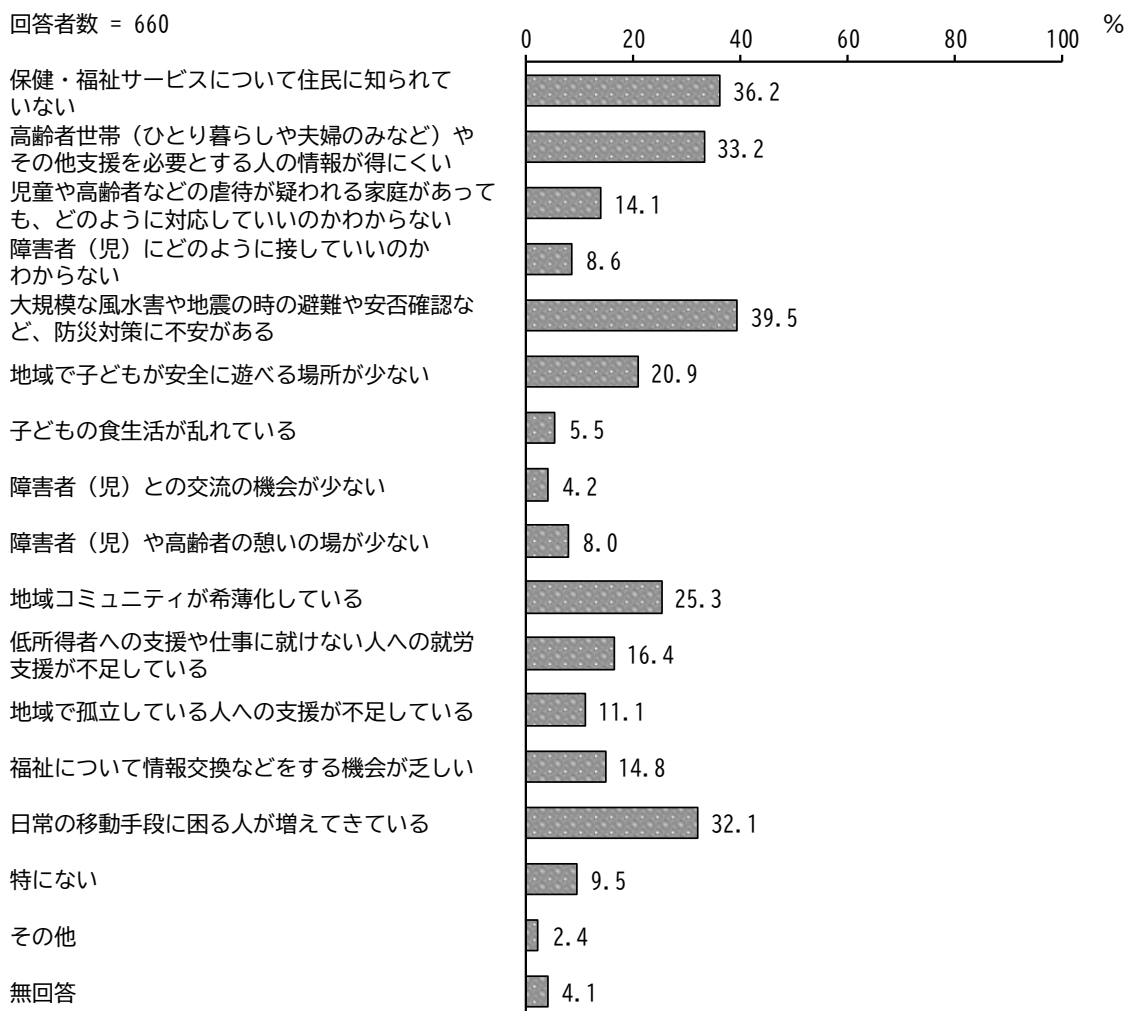
ツ 福祉や保健に関して入手したい情報（いくつでも○）

「高齢者に係るサービス・利用方法」の割合が36.5%と最も高く、次いで「各種相談窓口の情報」の割合が30.2%、「介護保険に係る制度や利用方法」の割合が29.8%となっています。



テ 住民の福祉に関する課題（いくつでも○）

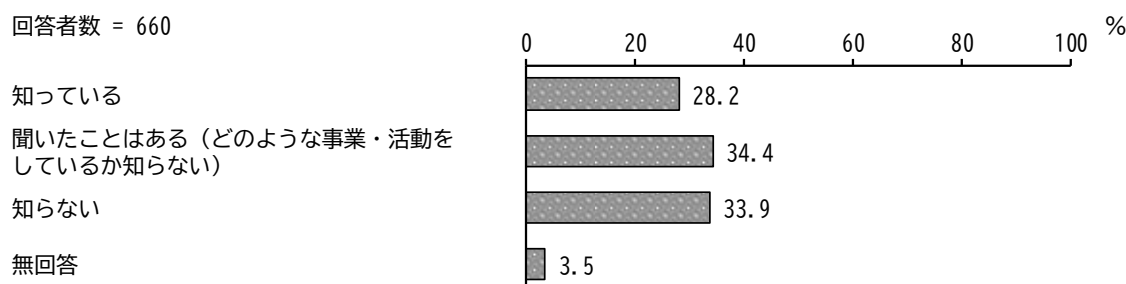
「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」の割合が39.5%と最も高く、次いで「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」の割合が36.2%、「高齢者世帯（ひとり暮らしや夫婦のみなど）やその他支援を必要とする人の情報が得にくい」の割合が33.2%となっています。



③ 社会福祉協議会について

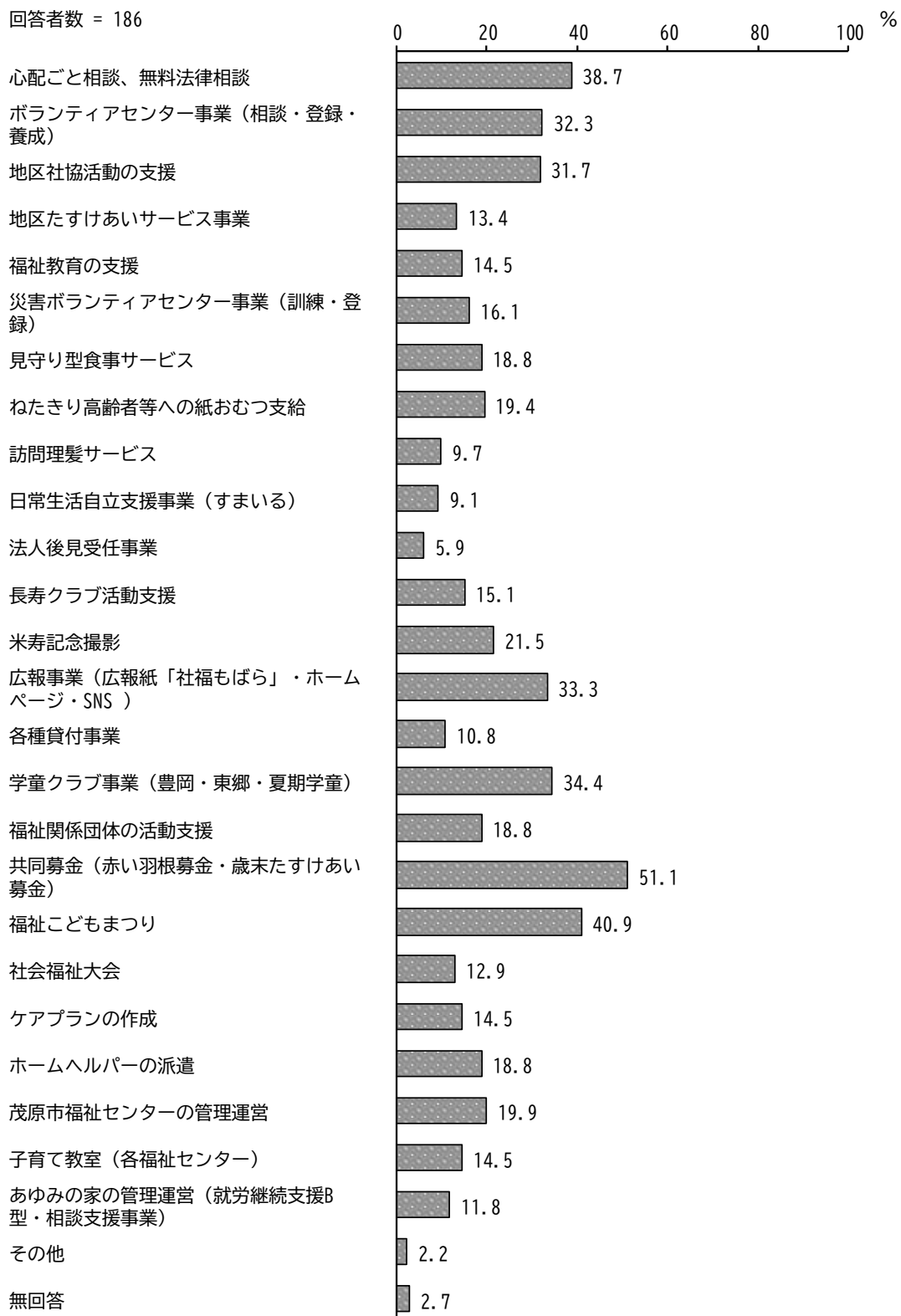
ア 茂原市社会福祉協議会の認知（1つに○）

「聞いたことはある（どのような事業・活動をしているかわからない）」の割合が34.4%と最も高く、次いで「知らない」の割合が33.9%、「知っている」の割合が28.2%となっています。



イ 茂原市社会福祉協議会の知っている事業、活動（いくつでも○）

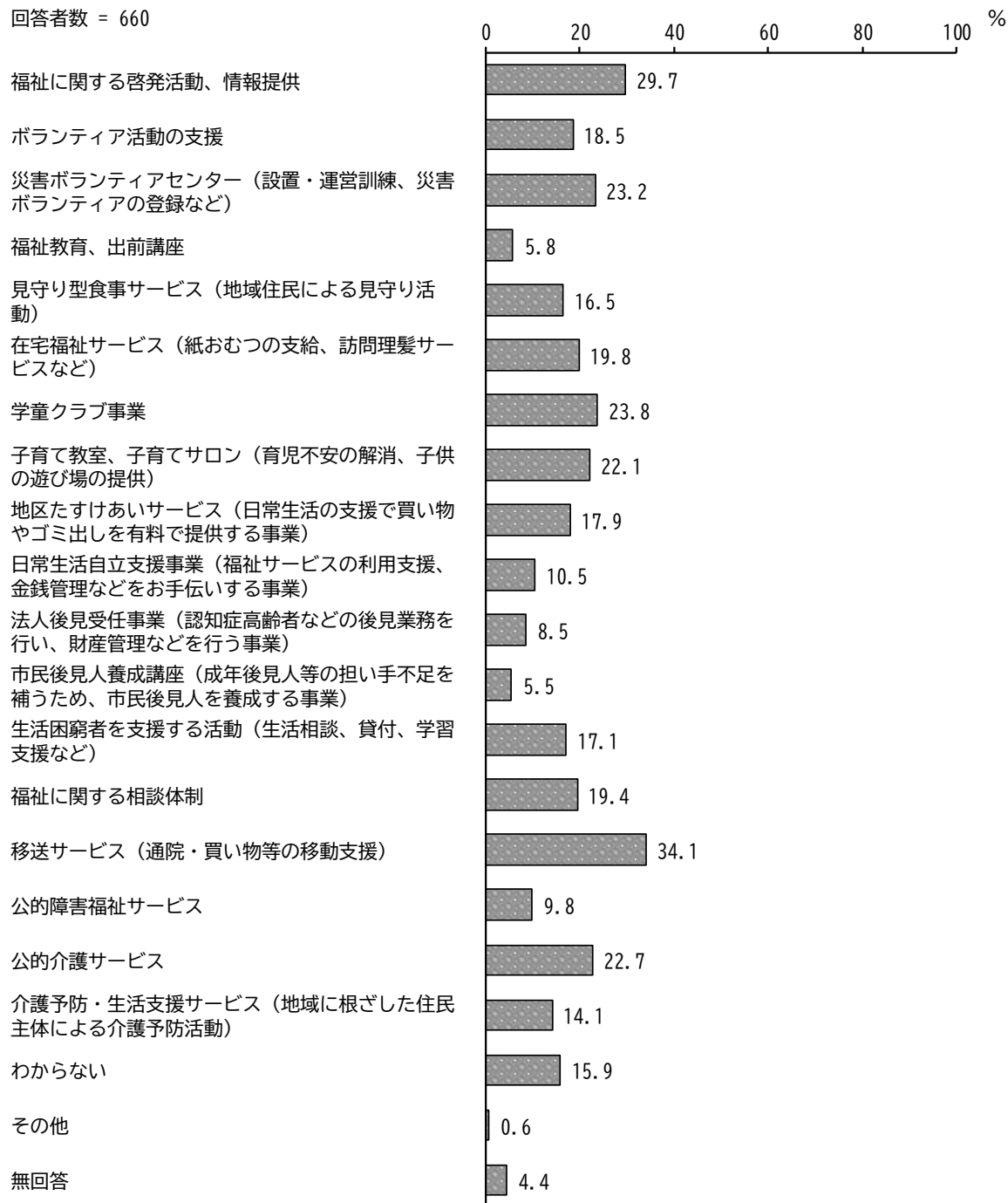
「共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）」の割合が51.1%と最も高く、次いで「福祉こどもまつり」の割合が40.9%、「心配ごと相談、無料法律相談」の割合が38.7%となっています。



ウ 今後充実してほしい茂原市社会福祉協議会の活動（いくつでも○）

「移送サービス（通院・買い物等の移動支援）」の割合が34.1%と最も高く、次いで「福祉に関する啓発活動、情報提供」の割合が29.7%、「学童クラブ事業」の割合が23.8%となっています。

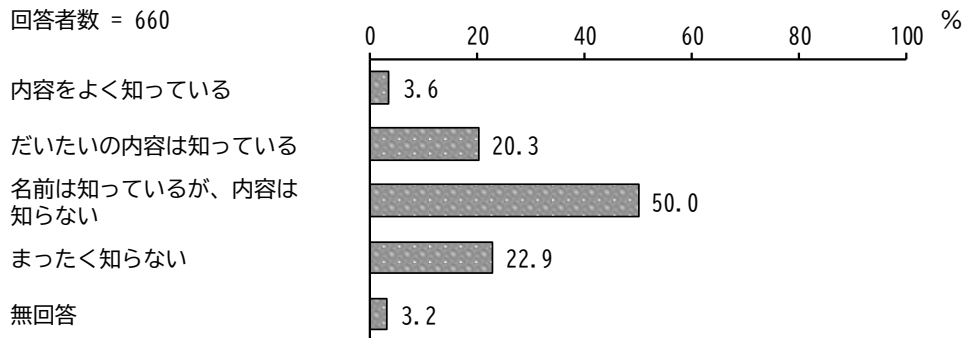
回答者数 = 660



④ 民生委員・児童委員について

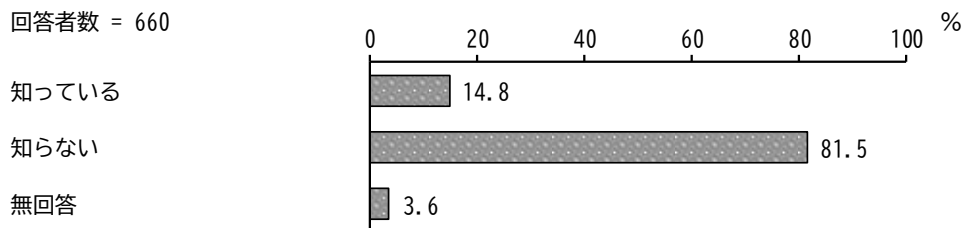
ア 民生委員・児童委員の活動の認知（1つに○）

「名前は知っているが、内容は知らない」の割合が50.0%と最も高く、次いで「まったく知らない」の割合が22.9%、「だいたいの内容は知っている」の割合が20.3%となっています。



イ 地域の担当の民生委員・児童委員の認知（1つに○）

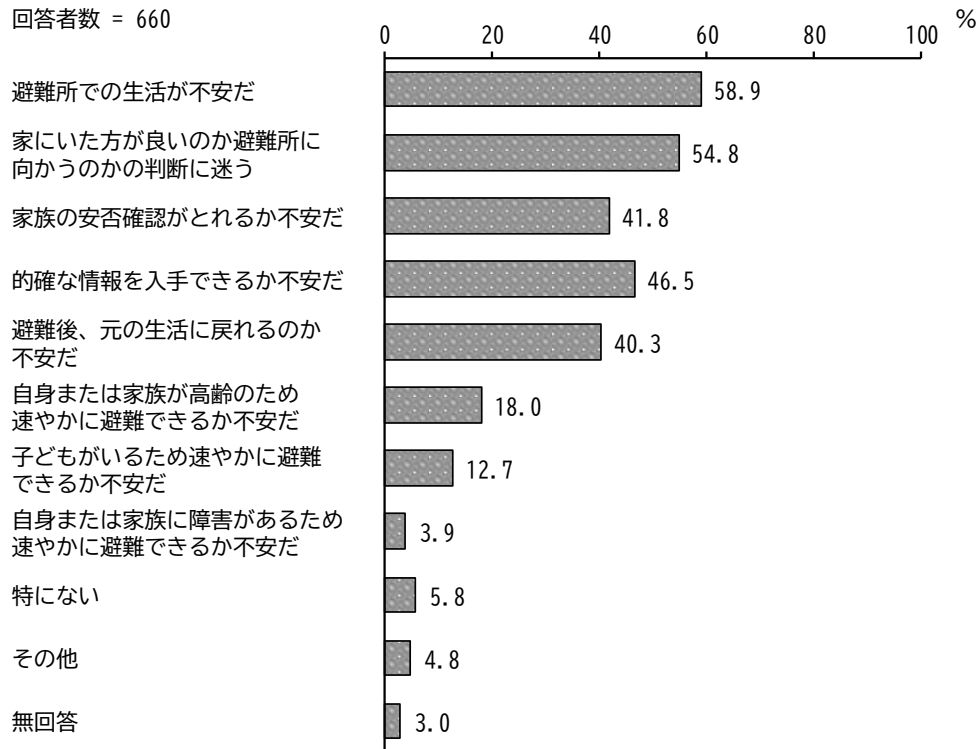
「知らない」の割合が81.5%、「知っている」の割合が14.8%となっています。



⑤ 災害時における活動等について

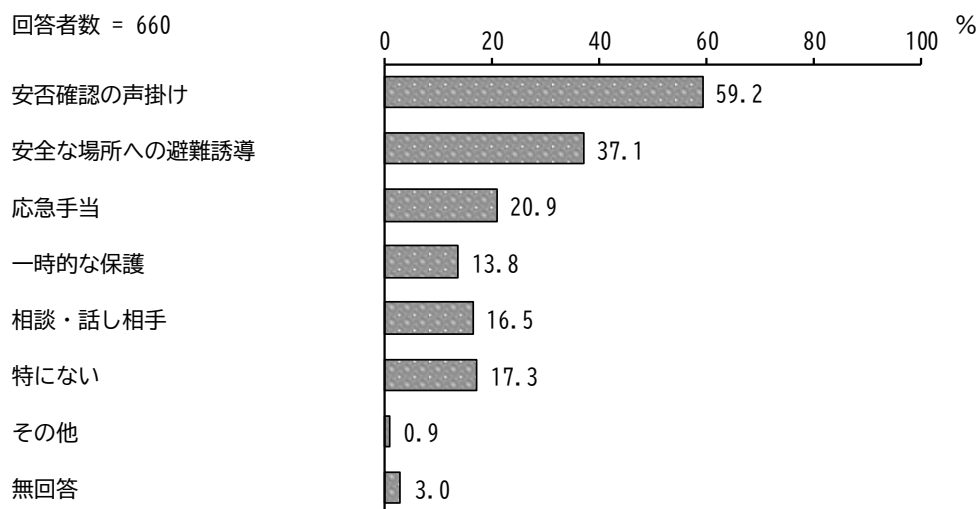
ア 災害時の不安（いくつでも○）

「避難所での生活が不安だ」の割合が58.9%と最も高く、次いで「家にいた方が良いのか避難所に向かうのかの判断に迷う」の割合が54.8%、「的確な情報を入手できるか不安だ」の割合が46.5%となっています。



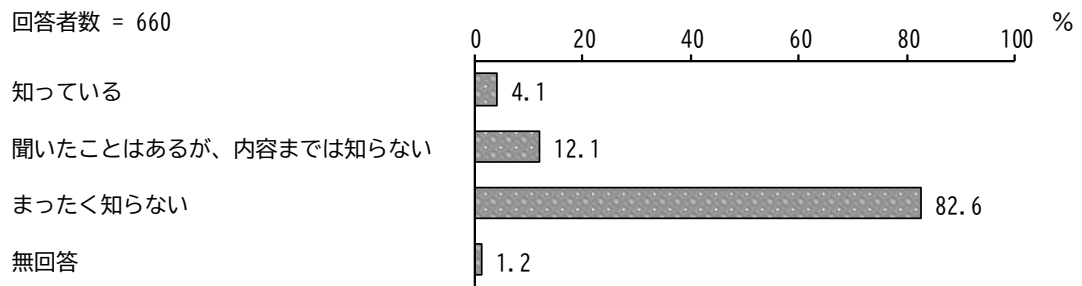
イ 災害時にして欲しい支援（いくつでも○）

「安否確認の声掛け」の割合が59.2%と最も高く、次いで「安全な場所への避難誘導」の割合が37.1%、「応急手当」の割合が20.9%となっています。



ウ 避難行動要支援者の支援制度の認知度（1つに○）

「まったく知らない」の割合が82.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が12.1%となっています。



3 地域懇談会からの意見

(1) 実施概要

第4次茂原市地域福祉計画の策定に向けて、地域における福祉やコミュニティの現状や今後どのような取り組みが必要となるかを把握するため、市内各地区にて地域懇談会を開催し、意見抽出のためのグループワークを行いました。

地区	開催日	曜日	時間	会場
中の島	令和5年7月28日	金	9:30～	大芝自治会館
鶴枝	令和5年8月3日	木	10:00～	鶴枝公民館
二宮	令和5年8月10日	木	18:00～	二宮福祉センター
本納	令和5年8月19日	土	18:00～	本納公民館
新治	令和5年8月26日	土	18:00～	下太田桶谷集会所
豊岡	令和5年8月27日	日	9:30～	豊岡福祉センター
北部	令和5年8月28日	月	13:30～	総合市民センター
西部	令和5年8月29日	火	13:30～	中央公民館
東郷	令和5年9月2日	土	13:30～	東郷福祉センター
豊田	令和5年9月16日	土	14:00～	豊田福祉センター
東部	令和5年9月18日	月・祝	9:00～	東部台文化会館
五郷	令和5年9月25日	月	13:30～	五郷福祉センター
中央	令和5年9月29日	金	14:00～	総合市民センター

(2) 地域の課題

グループワークで出された主な課題は次のとおりです。

近所づきあい・助け合い

- 若い世帯が多くなり近所づきあいが希薄なため、近隣の情報が分からない。
- コロナ禍でさらに近所づきあいが減ってしまった。
- 若い方は忙しく、顔を合わせる機会が少ない。

福祉情報

- 相談窓口の情報をこれまで以上に各家庭に向けて周知してほしい。
- 的確な福祉サービスを利用するための、わかりやすい情報があると良い。

防災

- 防災意識が低い。
- 社会福祉協議会、市役所の連絡窓口が分かりづらい。
- 自治会に加入していないため、災害時に孤立してしまう。

地域の魅力向上

- 他県の方も住みたくなるような地域にする。
- 誰もが気軽に参加できる祭りなどの地域活動が少ない。

自治会活動

- 自治会加入率が低い。
- 役員になることを嫌がる人が多い。
- 役員の高齢化。
- 転入者が自治会に加入しない。
- ゴミ出しのルールが守られていない。
- 子どもたち、高齢者の見守り(防犯)。

高齢者の移動支援・孤立対策

- 個人情報なので1人暮らしの人の情報が入らない。
- 運転免許証の返納などで病院や買い物に行く移動手段がない。
- 子ども、若い人との関わりが少ない。

グループワークからのキーワード

- 近所づきあいの希薄化
- 自治会活動への関心の低さ
- 防災意識の低さ
- 気軽に参加できる地域活動の不足
- 福祉情報の周知不足
- 移動手段の不足

必要な取り組み

- ・気軽に近所づきあいを行えるよう、あいさつや声掛けなど会話をするきっかけづくり。
- ・きめ細かな福祉サービスの提供や充実とともに、理解しやすい情報を一人ひとりに対して提供すること。
- ・防災知識や災害時の知識及び対処法についての普及・啓発を行うことで防災意識の高揚を図ること。
- ・地域における生活課題等を地域内で解決できるように、若者を集める取組や会費の負担を減らすなど、地域で活動を行う団体の活性化や活動支援。
- ・移動手段の確保が困難となってきたため、移動が困難な人のための公共交通の充実や集会などの高齢者が集まる機会。

4 地域福祉の課題

国の方針を踏まえ、事業の実施状況、アンケート調査の結果や地域懇談会の意見から地域福祉の推進に向けた課題を整理しました。

(1) 総合的・重層的な支援体制等の充実

① 相談支援体制等の充実

適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等も見られることから、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

アンケート結果によると、生活の困りごとについて相談する相手については、家族や知人・友人が中心となっていることがうかがえ、相談支援窓口については「いずれも知らない」と回答した方が3割近く見られています。

また、地域懇談会からは的確な福祉サービスを利用するための、わかりやすい情報があると良いといった意見も挙げられています。今後は、支援を必要とする人を適切な相談先につなげるうえで、市民一人ひとりに情報が届くよう相談機関や支援体制の周知を図っていくことが重要です。

近年、全国的にヤングケアラーや8050問題等、複雑化・複合化した地域生活課題も顕在化しつつあります。きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いによる支援など包括的な支援体制の構築が求められています。

② 子育て世帯への支援の充実

地域の人たちが協力して取り組むことが必要な問題や日常生活で困っていることについて、子育てに関することが挙げられています。また、社会福祉協議会の活動として今後充実してほしいものについて、「学童クラブ事業」が上位になっており、「子育て教室、子育てサロン」とともに、子育てに関するサービスの情報提供体制、子どもや子育て家庭への支援を充実させていく必要があります。

さらに、地域懇談会からは、子育てや子どものイベントを通じて地域内でのコミュニケーションの充実を図れるのではないかとといった意見も挙げられています。

③ 再犯防止の推進

罪を犯した人達の中には、出所後帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。再犯を防止するために、保護司等の民間協力者が活動しやすい環境づくりや罪を犯した人の特性や現状に応じた居住先の確保、包括的就労支援などの自立支援を充実させていく必要があります。

(2) 雇用・就労等の支援

④ 雇用・就労及び社会参加への支援の充実

高齢者の生きがいの充実や社会参加への促進を図っていますが、長寿クラブの会員数の減少が課題となっています。アンケート結果によると、生きがいややりがいを求めてボランティア活動に参加している人も見られることから、生きがいを生み出す活躍の場や働きがいを感じる就労機会を充実させることが必要です。地域懇談会においても、長寿クラブへの参加や高齢者同士が関わり合う機会を多く創出したいといった意見が挙げられています。

また、働く意欲のある障害のある人がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加の促進につなげていくことが重要です。

(3) 生活困窮者等への支援

⑤ 生活困窮者等への自立支援体制の充実

アンケート結果によると、現在不安に思っていることとして「経済的問題」が上位となっており、経済的な支援が期待されています。

また、社会福祉協議会の活動で今後充実してほしいものについても、生活困窮者を支援する活動を求める声が上がっています。生活困窮者への自立支援の推進において、生活保護制度の適用に至る前のセーフティネットを強化する必要があります。

(4) 計画的なサービスの促進

⑥ 在宅福祉サービスの充実

アンケート結果によると、今後、地域における福祉を推進していくために、行政の役割として重要だと思うことについて、「在宅福祉サービスの充実」が上位となっており、サービス基盤の整備の役割を担うことが行政に期待されています。

また、社会福祉協議会の活動として充実してほしいものとしても在宅福祉サービスや介護予防・生活支援サービスなどが挙げられており、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供が求められています。

(5) 良質なサービス供給の仕組みづくり

⑦ 保健・医療の充実

アンケート結果をみると、住民の福祉に関する課題と感じていることについて、「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」ことが上位に挙げられています。福祉に対するニーズや問題が多様化している中で、ニーズの把握や問題を解決していくためには、既存の地域資源や関係機関の周知を図るとともに、その活用や連携を強化していくことが必要です。

⑧ 生涯学習の充実

アンケート結果をみると、「教育・文化・スポーツ振興活動」のボランティア活動に参加している市民も見られます。芸術に触れることで豊かな心を育み、スポーツやレクリエーション活動の参加を通じて市民相互の交流を深めることが、地域住民による支え合い活動に寄与していると言えます。このような点からも、各種学習活動やスポーツ、レクリエーション、文化、芸術活動の内容を充実させることが必要です。

(6) 利用者の権利擁護の確保

⑨ 人権保護・権利擁護体制の充実

アンケート結果をみると、成年後見制度について利用を希望する声がかえませんが、内容を知らない人が6割以上と、周知は十分でない状況です。今後も、成年後見制度や市民後見人の周知を図ることが必要です。

また、成年後見制度の利用促進とともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実させることが必要です。

さらに全国的な動向から、虐待や育児放棄、介護拒否、老々介護等の様々な課題が潜在化していると考えられ、今後も虐待防止対策等に取り組んでいくことが求められます。

(7) 適切な量と質の情報提供体制の整備充実

⑩ 広報・啓発活動の充実

アンケート結果によると、地域行事や福祉に関する情報の入手手段について、「市広報や回覧板」が最も多く、次いで「インターネットやSNS」となっており、インターネットを通じて情報を入手する人も増えています。

また、地域懇談会からは相談窓口の情報をこれまで以上に各家庭に向けて周知してほしいという意見も挙げられています。福祉情報がすべての市民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。

さらに、サービス・利用方法や相談窓口の情報のニーズが高く、これらの情報を必要としている高齢者や障害のある人等にとって、分かりやすい情報提供の工夫も必要です。

(8) ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立

⑪ ボランティア・NPO活動あるいは住民自治やコミュニティ育成支援の充実

アンケート結果をみると、ボランティア活動へ参加したことがない市民が6割を超えていますが、今後ボランティア活動をさらに発展させるために必要だと思うこととして、「若者の参加促進」、「金銭的負担をかけない工夫」、「広報・啓発の充実」などが挙げられています。

また、地域懇談会からは若者を集めるきっかけとして祭りなどのイベントを増やすといった意見も挙げられています。

各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加しやすい環境づくりやきっかけづくりに努めることが必要です。

加えて、ボランティア活動に対する関心を活動参加へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューの提供とコミュニティの育成支援が必要です。

⑫ 地域活動の充実

アンケート結果をみると、自治会に加入していない市民が3割半ばとなっており、その理由として組織がないことや加入する必要性を感じないことなどが挙げられています。一方で、市民活動団体の認定数は年々増加しているなどの動きも見られます。

地域懇談会からは自治会加入率の低さを解消するために、自治会に入るメリットを生み出し、わかりやすく周知してほしいといった意見も挙げられています。地域における生活課題等をその地域で解決できるように、地域で活動を行う団体の活性化や活動支援が必要です。

また、住民の自発性にに基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取り組みが必要です。

(9) 心のバリアフリー化の推進

⑬ 福祉教育の充実

アンケート結果では、今後、ボランティア活動をさらに発展させるために必要なこととして「学校での福祉教育の充実」が挙げられています。福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

また、地域懇談会では若年世帯が多くなり近所づきあいが少ない、あるいは近所づきあいが希薄になり顔を合わせる機会が少ないため、子どもの頃からの意識の醸成が必要であるといった意見も挙げられています。

これらのことから、啓発活動の推進、福祉教育や交流活動の活性化により、子どもに限らず大人も含めて、福祉に対する意識の高揚を図っていくことが必要です。

(10) 暮らしやすい環境の向上

⑭ 防災・防犯対策の充実

アンケート結果では、地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題については、「災害時の助け合い」が最も高く、また福祉に関する課題と感じていることについても「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が最も高いことから、災害に対する危機意識の高さがうかがえます。

また、地域懇談会からは地域の防災組織が機能していない、防災意識が低いといった意見も挙げられています。

非常時にお互いが声をかけあい避難することができるように、平常時から地域内のつながりを促し、防災訓練等の地域での防災活動を支援する必要があります。加えて、防災知識や災害時の対処法について普及・啓発し、地区の特性に応じた防災・避難体制の強化を図ることが必要です。

⑮ バリアフリー化に配慮した都市基盤や公共交通機関整備の充実

アンケート結果をみると、福祉に関する課題と感じていることについて、「日常の移動手段に困る人が増えてきている」が3割を超え、地域懇談会においても運転免許証の返納などで病院や買い物に行く移動手段がないといった意見が挙げられており、地域における移動手段の確保が課題となっていることから、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通など、移送支援策の充実が必要です。



計画の基本理念

1 地域福祉の理念

地域福祉の状況は大きく変化しており、様々な分野の課題が入り組んで複雑化しています。これらの課題に取り組むためには、地域福祉の主役である住民が、自分の地域の問題を自らのことと捉え、積極的に地域福祉活動に参加する必要があります。

また、地域の活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政との連携とともに、地域内での支え合いと助け合いを通じて、課題の解決に取り組むことが重要です。

本計画では、総合計画で示されている地域福祉部門の基本方針「住民自らが地域の課題を発見し解決策を考えることで、互いに助け合う地域共生社会の実現」を踏まえて、国が示す地域共生社会の実現を目指し、基本理念を『地域共生社会の実現に向けて』、サブテーマを『～誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う～』としました。

【 基 本 理 念 】

地域共生社会の実現に向けて
～ 誰もが「安全・安心」を実感できる
暮らしを地域で支え合う ～

2 計画の基本目標と基本方針

地域福祉の理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げます。

(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

誰もが地域で安全・安心に暮らせるよう、住民同士がコミュニケーションを図り、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組むことで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(2) 誰もが地域の中でその人らしく暮らせる地域づくり

自分らしく自立した生活を地域で送るためには、それぞれの人が適切な福祉サービスを利用できることが大切です。

本市では、市民の方が抱えるさまざまな課題を丸ごと受け止め、市民一人ひとりのニーズに適切に対応した福祉サービスを総合的に提供し、自立を支えるための仕組みづくりを進めます。

(3) みんなの力で支え合う地域づくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。そこで、福祉教育や地域での交流を促進することで、住民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、みんなの力で支え合う地域づくりに取り組みます。

この基本目標のもと、以下の基本方針を設定し、施策を展開します。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 総合的・重層的な支援体制等の充実 | 6 利用者の権利擁護の確保 |
| 2 雇用・就労等の支援 | 7 適切な量と質の情報提供体制の整備充実 |
| 3 生活困窮者等への支援 | 8 ボランティア活動の活性化等 |
| 4 計画的なサービスの促進 | 地域全体で支え合う体制の確立 |
| 5 良質なサービス供給の仕組みづくり | 9 心のバリアフリー化の推進 |
| | 10 暮らしやすい環境の向上 |

3 SDGsとの関連性

SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12年までの国際社会共通の目標です。

SDGs は、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されており、政府や民間企業など、すべての関係者が、経済・社会・環境などの広範な課題に対し、同時解決的に取り組むことを目指しています。

SDGs のゴールには、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」など、地域福祉計画で目指す「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現のための施策と関連の深い目標が多くあります。

持続可能な開発目標 (SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



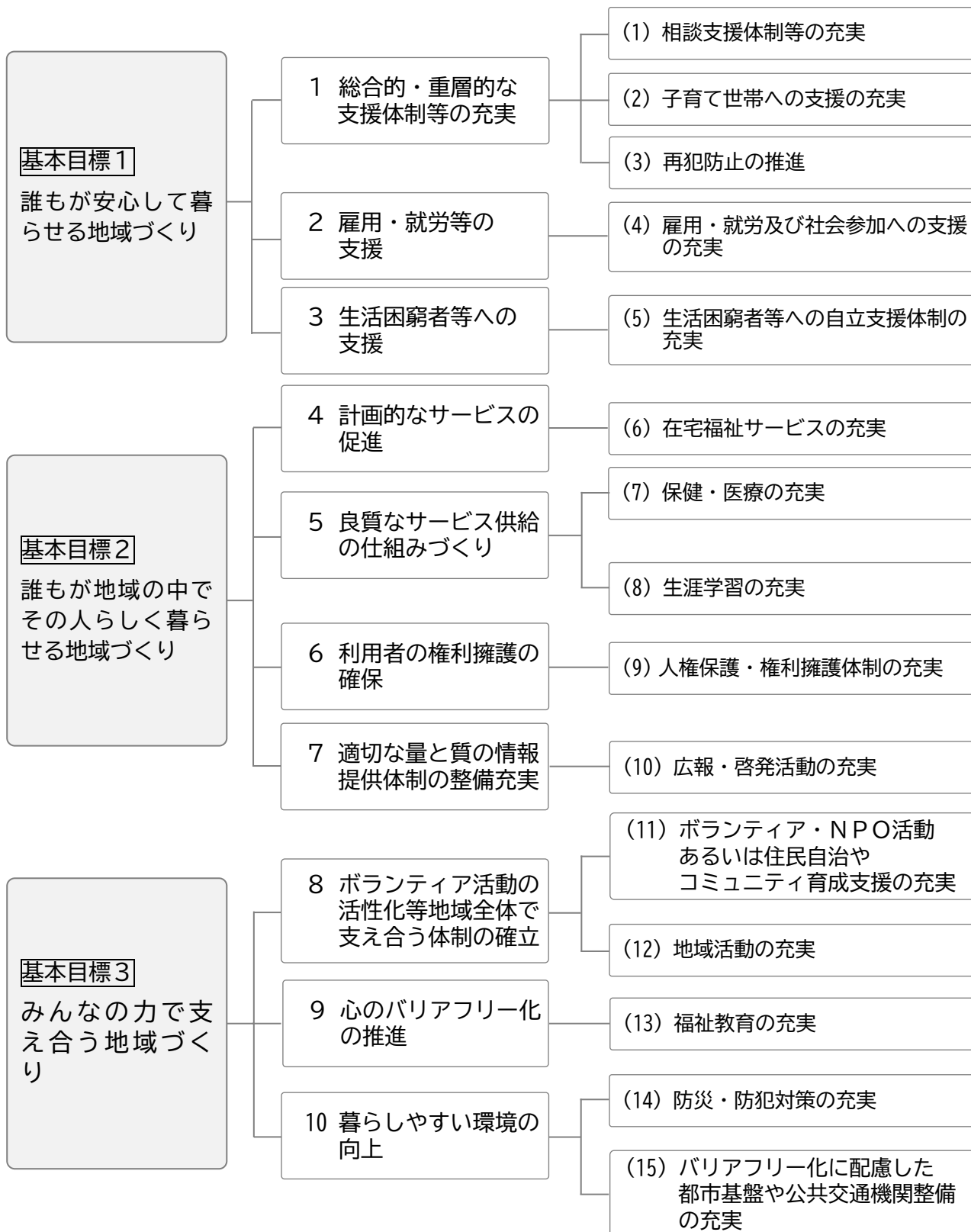
4 施策体系

基本理念 地域共生社会の実現に向けて
 ～ 誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う ～

[基本目標]

[基本方針]

[施策]



5 施策の展開の考え

誰もが地域で自立した生活を送るためには、支援を必要とする人への様々な福祉サービスによる支援が必要であり、家庭だけにその役割を課す仕組みには限界があります。

また、様々な社会活動に参加し、精神的な充足感や生きがいのある自分らしい自立生活を送りたいといった「精神的な支え」や「買い物・話し相手」などの日常生活支援の分野では、行政サービスで対応するより、ボランティアやNPOなどの住民参加型の支え合いや助け合いによる解決が有効です。

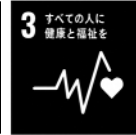
このようなことから、住民、地域、行政が連携・役割分担した、自助・互助・共助・公助の考えに基づく支え合いを目指し、施策を展開します。

自助	個人や家庭等、地域に住む一人ひとりの取り組み
互助	地域コミュニティ（自治会、老人クラブ、福祉関係団体、民生委員など）、ボランティア、NPO、企業、事業所など地域における様々な人や組織による取り組み
共助	介護保険、医療保険、雇用保険などの社会保障制度など
公助	住民や地域でも解決が難しい課題に対する、行政が主体となった取り組み



施策の展開

基本方針 1 総合的・重層的な支援体制等の充実



(1) 相談支援体制等の充実

○福祉意識の啓発・普及

年齢や障害の有無、所得の多寡、ひとり親家庭などの家庭環境等で人を区分するのではなく、「誰もが地域で共に暮らす者」という意識を醸成していくことが必要です。

また、地域で暮らす誰もがそれぞれの人生のステージで様々な課題に直面します。そこで、地域や団体の日常的な取り組みとして、お互いに挨拶を交わしたり、困った時には近所同士で助け合い、地域活動に積極的に参加することにより、各々が地域とつながりを持つことが大切であるという、福祉意識の啓発・普及を図ります。

○高齢者に対する相談体制の充実

日常生活圏域ごとに設置された地域包括支援センターが行う、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などの充実を図ります。

○障害のある人に対する相談体制の充実

身体、知的、精神に障害のある人に対する生活上の相談や就労に関する相談等、専門的な相談に応じる相談支援事業所との連携を密にし、引き続き相談体制の充実を図ります。

○総合相談体制の確保（重層的な相談支援体制の構築）

高齢者については高齢者支援課、障害のある人については障害福祉課、子育てについては子育て支援課が相談窓口になっていますが、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた切れ目のない相談・支援が行えるよう関係機関との連携及び情報共有の推進を図ります。

また、断らない相談支援を実施し、分野を超えた連携体制を強化するため、これまで各分野における制度の対象外となっていた、複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげることができる体制の構築を進めます。

○消費生活センターの充実

消費者に対し、助言・あっせんなどの支援及び被害防止のための情報提供や消費者教育を行い、消費生活センターの充実を図ります。

(2) 子育て世帯への支援の充実

○幼児期の学校教育・保育の充実

教育・保育を必要とする就学前の乳幼児に対し、保育の必要性に応じて1号から3号までの認定を行い、教育・保育サービスを提供します。継続的な学校教育・保育を提供できるよう、引き続き保育士確保や職員配置体制の見直しを図ります。

○地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援事業計画に定める13の事業を実施することにより、子ども・子育て支援の充実を図ります。具体的な取り組みとしては、子どもや保護者の身近な場所で、保育所や幼稚園、子育て支援事業の情報提供や、必要に応じて相談・助言を行うほか、生後4か月までの乳児のいる全世帯を訪問し、養育環境の把握や情報提供を行っています。また、小学校に就学している児童の放課後の居場所づくりについても支援します。

○地域における子育て支援の充実

乳児や障害児の保育を実施し、安心して子どもを預けられる保育サービスの提供や、サービスの担い手となりうる民間事業者や子育てサークル、地域内の人材に対する情報提供など子育て支援のネットワークづくりを支援します。

また、子育てには、教育費・医療費など多くの費用が掛かるため、子どもと子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

○妊産婦及び乳幼児等の健康の保持・増進

妊娠期から乳幼児期までの切れ目ない支援により、安全・安心に妊娠・出産・育児ができ、乳幼児が心身ともに健やかに成長するよう母子保健の充実を図ります。

また、発育・発達段階に応じた食べる力を育む食育に取り組みます。

併せて、子どもの健全育成には小児医療体制が整備されていることが重要であるため、地域医療体制の確保に努めます。

○子育てを支援する環境の整備

近年の核家族化に伴い、多くの子育て世帯が仕事と家庭の両立について悩みを抱え、主に子育てを担当している方の負担が過大となり、育児不安等につながるものが考えられます。子育て家庭に対して、父親と母親が協力して子育てをすることの意識啓発や、企業が働き方の見直しを行うなど、安心して仕事と家庭の両立ができるよう支援します。

また、子育て世帯に優しい公共施設の整備や、子どもを犯罪等の被害から守るための訓練等について支援します。

○要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待について問題が深刻化する前に早期発見・早期対応するため、母子保健事業を通じた家庭状況の把握や伴走型相談支援の充実を図るとともに、被害を受けた子どもに対し、きめ細かな対応ができるよう体制整備を図ります。

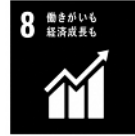
また、ひとり親家庭や障害を持つ子どもとその親については個々に応じた支援が必要なため、関係機関と連携し支援体制の充実を図ります。

(3) 再犯防止の推進

○再犯防止等に関する活動の促進

地域において犯罪をした者等の指導や見守りに当たる「保護司」、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う「更生保護女性会」などの民間協力者と市が連携協力し、民間協力者が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、様々な関係機関が実施する再犯防止の取組について、広報等を通じて広く市民に周知します。

また、性別、年齢、心身の状況、家庭環境等、罪を犯した人の特性や現状に応じた居住先の確保を支援するとともに、生活習慣、職業適性や求人状況等を踏まえた包括的就労支援などの自立支援を行います。



基本方針2 雇用・就労等の支援

(4) 雇用・就労及び社会参加への支援の充実

○高齢者への支援

高齢者の社会参加を促進するため、地域と連携し、とじこもりの発見や防止に努めます。

また、高齢者の生きがいの充実や社会参加を促進し、地域でいきいきと生活できるよう、高齢者の経験や知識を活かせるような体制づくりを支援します。

○障害のある人への支援

障害の程度や状態によって就労が難しい人も、その人の適性や能力に応じた働き方ができる取り組みや、社会との接点を増やすための地域での集いや、交流の場が増えるような取り組みが必要です。

特別支援学校などを卒業した後の進路についても、様々な形で社会参加ができるよう支援に努めます。

また、障害のある人に対する虐待は尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要であることから、虐待の早期発見や虐待を受けた障害のある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などに努めます。



基本方針3 生活困窮者等への支援

(5) 生活困窮者等への自立支援体制の充実

○生活困窮者等の相談窓口の設置

生活に困窮している人や制度のはざままで困っている人に対して、広く相談を受け付ける相談窓口を設置し、様々な支援策の検討や必要な部署へつなぐなど各関係機関との連携強化を図り、自立に向けた継続的な支援を推進します。

また、相談者自らが相談窓口まで辿り着けない場合もあるため、相談者が来るのを待っているだけでなく、住民や民生委員等からの情報提供により、こちらから相談者のもとに訪問し、必要な相談・支援につなげていくなど、アウトリーチの強化を図り生活困窮者等に必要な支援に努めます。

また、生活保護受給者についても専門の就労支援員を配置し、相談・情報提供等を行い、関係機関とも連携を密にし、自立に向けた支援を図ります。

○生活困窮者等支援を必要とする世帯に対する支援

生活困窮者等の支援を必要とする世帯に対し、関係機関と連携を図りながら相談援助を行うとともに、必要な資金貸付などを行い、自立更生や社会参加を支援します。

また、生活困窮世帯の児童・生徒の学習などを支援するため、ボランティアなどを活用し、学習支援の充実を図ります。

○外国人居住者に対する支援と交流の促進

外国人居住者が地域で生活するときには、生活習慣が異なるために、様々な課題が出てきます。例えば、ごみの出し方一つをとっても、言葉が分からないために周りの人に理解してもらえないこともあります。言葉の問題を含め、文化や習慣が異なる外国人居住者が地域の一員として暮らすには、互いに理解し合う意識が必要です。

地域生活においては、住民による支援や交流をすることで、お互いの価値観や文化を尊重し共生していくことが必要です。

また、雇用主である企業にも働きかけ、行政情報等の提供を進めます。

○地域における社会的役割の確認

これからの地域福祉は、住民一人ひとりの努力（自助）、住民の支え合いや助け合い（互助）、保険などの社会保障制度（共助）、公的制度（公助）によって、地域社会を構成するすべての人が連携・協働し、地域のさまざまな生活課題の解決を目指すものです。支援が必要な方であっても、お互いに助け合い、支え合う地域社会においては、それぞれに社会的な役割があるという意識を広めます。

基本方針4 計画的なサービスの促進



(6) 在宅福祉サービスの充実

○高齢者の施設・在宅サービスの基盤整備

高齢者が住み慣れた地域や居宅でサービスを受けられる在宅サービス、地域密着型のサービスの充実を図るため、高齢者のニーズを把握し、適切な基盤整備に努めます。

○総合的な介護予防の基盤整備

地域包括支援センターが機能を発揮し、高齢者の総合相談体制の充実を図ります。また、高齢者がいつまでもいきいきと地域で生活できるよう介護予防の充実に努めるとともに、元気な高齢者の地域活動やボランティア活動への積極的参加を支援し、高齢者の生きがいに努めます。

○地域における子どもの居場所づくりの基盤整備

これからの社会を担う子どもたちを育てるためには、家庭だけではなく地域でも子どもたちの安全を守っていくなど、子育て家庭を孤立させないことが重要です。地域で子育て家庭を見守り、応援していくため、子どもの遊びや交流の場の提供など、地域全体が子どもの居場所になるよう支援していきます。

○障害福祉サービスの基盤整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように基盤整備を進め、地域での生活や就労等の支援などの課題に対応したサービス提供を図ります。

また、障害のある人を地域で支えるために、地域ネットワークの構築についても推進します。

○地域福祉活動の活性化への支援

福祉団体や自治会・ボランティアグループ・NPOなどの地域福祉活動を活性化するため、地域福祉を実践する人材の育成や、幅広い世代が活動に参加できるよう関係機関・関係団体と連携し、普及活動や啓発に努めます。

また、地域の清掃活動や防犯パトロール等の活動を広く地域福祉活動として捉え、「気づきから行動へ」つなぐ仕組みを作り上げ、地域福祉活動の活性化を支援します。

○スモールビジネスによる社会（福祉）貢献

障害や子育てにより仕事を辞めた人、高齢者で働く意欲のある人たちなどが、地域で活躍できる仕事（役割）を見つけ、いきいきと暮らせる場を作り出すような福祉のまちづくり就労事業などの検討をします。就労を受け入れる事業者を探すと同時に、受け入れ事業者のメリットを作り出す仕組みづくりにも努めます。

○空き店舗等地域資源の発掘と活用

地域資源の一つとして、空き店舗等があります。現在、NPO 等が地域組織として活用していますが、地域資源を有効に活用し、子育て支援や介護予防などの活動を充実させていくため、より一層空き店舗等の地域資源を活用する活動を推進します。

基本方針5 良質なサービス供給の仕組みづくり



(7) 保健・医療の充実

○第三者評価の推進

福祉サービスの質を確保するために、事業者自らが行う「自己評価」の他に、外部から評価を受ける「第三者評価」があります。事業者の基本情報の公開なども含めて、外部評価機関による第三者評価の受審を積極的に働きかけます。

○苦情への適切な対応

安心してサービスを選択・利用するための利用者保護の制度の一つとして、苦情対応の仕組みが作られています。苦情相談の窓口の第一はサービス事業者ですが、市も身近な相談窓口としての役割を果たしているため、今後も県や関係機関と連携し、よりよいサービスの提供に向けて取り組んでいきます。

○保健・医療・福祉の相談窓口の連携

病気の予防や、在宅生活を支えるための体制の整備を推進するため、保健・医療・福祉の各関係機関と互いに連携し、相談体制の充実を図ります。

○地域発信型ネットワークシステムの充実

現在、高齢者に対する相談体制について、地域包括支援センターの充実を図っていますが、障害のある人の相談や子育ての相談なども地域課題として挙がっています。

今後は、地域の総合的な課題に対応するため、民生委員・児童委員や自治会等の団体、また、地域住民との連携により、地域課題の把握や解決のための取り組みを進め、障害のある人や子育て世帯を包括した地域発信型ネットワークの充実を図ります。

○保健・医療・福祉と地域の連携

高齢になっても、障害があっても、子育て世帯であっても、誰もが皆その人らしく自立した生活を地域で送るためには、保健・医療・福祉の連携の強化は欠かせないものです。一人ひとりがいきいきとした生活を送ることを支援するため、各専門機関同士の連携はもちろん、専門機関と地域住民・地域団体等の連携を強化します。

○地域の課題を地域で解決する仕組みの展開

地域発信型ネットワークシステムも、保健・医療・福祉と地域の連携も、基本は「地域の課題を地域で解決する仕組み」です。地域住民や団体の主体的な福祉活動の推進なしにこの仕組みは進みません。地域の課題を住民それぞれが自身の問題でもあると意識することにより、住民・事業者・行政が協働し、役割分担しながら地域課題を解決できるような関係づくりに努めます。

(8) 生涯学習の充実

○福祉意識の普及

学校や地域での活動は、その地域で暮らす人たちにとって「共生」を感じる場として重要なものです。各種学習活動やスポーツ、レクリエーション、文化、芸術活動の充実を通じて市民相互の交流を図り、交流を通じて福祉について考える機会を提供します。

基本方針6 利用者の権利擁護の確保



(9) 人権保護・権利擁護体制の充実

○成年後見制度の利用支援

認知症や障害などで判断能力が十分でない場合、家庭裁判所が決める成年後見人等が本人に代わって財産管理や福祉サービスの契約などを行い、地域生活を支援する成年後見制度について、普及・啓発、利用の促進を図ります。

○福祉サービスの利用援助・権利擁護

判断能力が十分でない高齢者や障害のある人などが、適切に福祉サービスなどを利用し、地域で安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業で福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行うとともに、法人後見事業を実施している社会福祉協議会と連携して、高齢者や障害のある人などの地域生活を支援します。

また、関係機関や専門職とのネットワークづくりや、利用者の権利擁護に努めます。

○虐待防止対策

高齢者や障害のある人、子どもなどへの虐待に対し、関係機関との連携を強め、相談に対する適切な対応を進めます。

また、虐待をしてしまう養護者等を含む家族全体に対する地域ぐるみの支援を推進します。



(10) 広報・啓発活動の充実

○サービス提供者と利用者の橋渡し支援

民生委員等は福祉情報の提供者として地域で重要な役割を担っています。これら住民と行政のパイプ役に対して、研修会や説明会などの開催により最新の福祉情報を提供することに努めます。

○福祉情報の当事者に対するきめ細かな提供

「障害者福祉の手引き」・「みんな笑顔で介護保険」・「あなたの暮らしのパートナー地域包括支援センター」・「もばらで子育てガイドブック」などによる当事者へのきめ細かな情報を提供します。

また、欲しい情報を容易に手に入れられるよう、広報もばらや市及び社会福祉協議会のウェブサイト等様々な媒体を活用し、情報発信の充実を図ります。

さらに、口コミや地域の掲示板のような身近な情報発信も利用し、やさしい言葉を使った情報の発信に努めます。障害のある方にとって、インターネットは情報入手の重要な手段の一つとなっていることから、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた情報取得の充実にも努めます。

○情報発信の工夫

ボランティア活動や市民活動に関する情報が住民に届くよう、情報の発信を工夫する必要があります。地域の様々な施設（公共施設・病院・商店・学校・郵便局など）、ウェブサイト、SNS など様々な媒体を通じて社会福祉協議会活動やボランティア活動の情報を発信します。

基本方針8 ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立



(11) ボランティア・NPO活動あるいは住民自治やコミュニティ育成支援の充実

○ボランティアの育成

元気な高齢者が、豊かな経験や知識、長年培った技能を活かし、ボランティア活動に参加することは、自らの生活を充実させ、生きがいにつながることはもちろん、地域においては知恵の伝承、世代間交流、援助・支援が必要な高齢者の見守り、子どもたちの見守り、子育て家庭へのアドバイスなど、地域社会に対する貢献にもつながります。

障害のある人を支援するボランティアは、専門的な知識や技術が必要な場合もありますが、研修会や講座を充実させるなどして、幅広くボランティアの育成を図ります。また、ボランティアの育成を通じて、障害のある人への理解の促進を図ります。

子育て家庭に対しては、子育てに対する不安解消や交流の場を提供するため、自主グループやサークルの育成、グループ間のネットワークづくりを支援します。また、地域ぐるみで子育て家庭を支援できるよう、地域での子育て支援ボランティアの育成充実を図ります。

また、中学・高校生などの地域活動への参加を促進するために、学生ボランティアの育成を図るとともに、社会福祉協議会や関係機関などと連携し、地域活動への参加の機会を提供します。

○ボランティアセンターの機能の充実

ボランティア活動の裾野を広げるため、幅広い世代がボランティア活動の担い手となるよう、ボランティア活動に対するニーズを把握し、活動プログラムの充実を図ります。また、ボランティアセンターが、活動・交流の拠点となるよう、コーディネート機能や支援体制などの充実について、社会福祉協議会への支援を行います。

○市民活動の基盤の強化

福祉センターなど地域の拠点施設において、地区社会福祉協議会・ボランティア団体等の市民組織・NPOの活動を支援するとともに、団体間のネットワークづくりを推進し、情報共有・相互援助などを行い、ボランティア活動や市民活動の活性化に努めます。

○ボランティアの育成と活動支援

幅広い世代が、ボランティア活動の担い手となるよう、ボランティア活動の活動プログラムや養成講座を充実するとともに、コーディネート機能の強化に努めます。

また、ボランティア団体の活動支援や相互交流、組織的な活動（普及活動、募金活動など）を支援し、ボランティア活動の活性化を図ります。

○在宅福祉活動の推進

高齢者や障害のある人などの在宅生活を支援するため、紙おむつ等を支給するとともに、福祉ニーズの把握に努めます。

また、調理設備を持った施設等が実施する、低額な配食サービスについて連携を図るなど、多様化する福祉ニーズに対応したサービスの提供について検討します。

○地域福祉活動を実践する人材の育成及び発掘

介護や障害などあらゆる分野、地域社会において、ボランティアを必要とする機会は増加しているため、幅広い世代が地域福祉の担い手となるよう、福祉ニーズの把握を行い、地域福祉活動を実践する人材の育成に努めます。

また、知識や経験、特技などが活かせるよう、ボランティア活動や地域の助け合い活動の充実を図ります。

(12) 地域活動の充実

○福祉センターの整備

福祉センター（総合市民センター、豊岡福祉センター、五郷福祉センター、豊田福祉センター、二宮福祉センター、東郷福祉センター）は地域福祉活動の拠点施設であることから、必要な整備・修繕等を実施して利用者の利便性向上を図ります。

○福祉センターを活用した取り組み

各福祉センターは、地域福祉活動の拠点施設として、地域住民が主体となって行う地区社会福祉協議会活動、ボランティア活動を積極的に支援するとともに、地域での子育てを支援するため学童クラブの運営等、地域住民の交流や生きがいづくりを推進します。

○地域で活躍する人材との連携強化

地域では自治会・民生委員・地区社会福祉協議会・長寿クラブ・ボランティアなどが活躍しています。これらの団体と、より連携を深め、支援を必要とする人たちが地域で孤立しない仕組みづくりに努めます。

○地域コミュニティの支援

自治会・長寿クラブ・子ども会等地域組織の活動を支援することは、地域福祉活動を充実させることにつながります。それぞれの団体や関係機関が互いに連携するとともに、市の関連部署が連携を取り、地域活動を支援します。

○地域コミュニティ活動を支援する人材の育成

地域コミュニティ活動を活性化させるため、地域福祉活動の重要性の啓発や、養成講座の開設等により地域福祉の担い手となる人材の育成を図ります。

また、住民と行政が協働する上で、行政職員の地域活動への意識を醸成することも重要です。行政職員の地域活動を促進するため、意欲のある職員を地域ボランティアとして育成する職場の環境づくりに努めます。

○地域コミュニティへの帰属意識の醸成

核家族化や都市化によって希薄となった地域のコミュニティへの帰属意識を醸成し、地域コミュニティの横への広がりを促進していく必要があります。

○当事者組織による地域福祉活動への支援

福祉課題を抱える当事者間の支え合いは、それ自体が一つの意味を持つものです。同じ経験や感情を共有する仲間であれば、気軽に心を開いて日常生活や社会生活での相談ができます。このように、当事者組織による地域福祉活動は、福祉課題を抱える本人のみならずその家族自身も地域福祉を担う一員であることから、引き続き支援していきます。

また、当事者組織などと連携して、対話型の福祉教育を推進し、次世代を担う子どもたちに「思いやり」や「助け合いの精神」を育む活動を支援します。

○地域活動を体験する機会の提供

何らかの地域活動を体験することによって、参加することの楽しさや大切さを実感し、それが福祉意識の広がりや参加意識の啓発につながることから、小・中学生の体験学習や高校生の就業体験事業など、福祉の現場を体験する機会を提供します。

○地区社会福祉協議会活動の充実

地域住民・民生委員・ボランティアなどで構成された地区社会福祉協議会は、地域での見守り、世代間交流、ふれあいいいききサロン、地区たすけあいサービスなどを行い、住民同士の助け合いや支え合い活動を推進します。

また、地域の様々な生活課題に対し、地域住民が主体となって解決に向けた取り組みができるよう、活動拠点についても支援します。

○民間福祉団体の育成・支援と福祉のネットワークづくり

小域福祉圏（小学校区単位）において地域住民、ボランティア、民生委員などの協力を通じて、福祉サービスを必要としている人を把握し、必要な支援の提供につなげます。

基本方針9 心のバリアフリー化の推進



(13) 福祉教育の充実

○総合的な学習

学校ごとに計画を立てて実施している「総合的な学習の時間」において、子どもたちが自分たちで課題を見つけ、解決に取り組むことで、「生きる力」を育むよう努めます。

○福祉教育・福祉学習の推進

次世代を担う子どもたちの「思いやり」や「助け合いの精神」を育むため、関係団体と連携して福祉教育及び福祉学習を推進します。

○地域の中での人権意識・福祉意識の普及

学校における福祉意識の普及に加えて、地域においても一人ひとりが福祉について考えるために、様々な機会や手段を通じて啓発することが重要です。地域福祉に関する講座やシンポジウムの開催など、福祉について考える機会を提供し、人権意識・福祉意識の普及に努めます。

基本方針10 暮らしやすい環境の向上



(14) 防災・防犯対策の充実

○緊急時、災害時の要支援者への支援システム

地域に暮らす高齢者・障害のある人・子どもなど、誰に対しても緊急時、災害時において迅速に対応できる仕組みづくりを進めます。

緊急時や災害時に支援を必要とする人に対する支援の仕組みづくりは、個人情報の保護に配慮する必要があることから、民生委員や関係機関などの協力を得る一方で、プライバシーへの配慮や個人情報を地域で共有することについて、要支援者の理解を得ていきます。

○地域の安全を守るための取り組み

地域においては、日頃から防犯指導員や民生委員・児童委員、自治会、自主防犯活動団体等による、地域内の防犯パトロールや子どもの登下校時のパトロール等により、子どもや高齢者等を事故や犯罪から守り、関係機関と連携し不審者情報や安全安心メールの配信等により注意喚起を行うなど様々な活動を行っています。このような地域の安全を守るための取り組みを支援します。

○災害ボランティアセンターの体制整備、災害ボランティアの普及

災害時において、災害ボランティアセンターが円滑に機能するよう支援するとともに、住民の災害に対する意識を高め、災害ボランティアの登録について普及・啓発に努めます。

(15) バリアフリー化に配慮した都市基盤や公共交通機関整備の充実

○外出しやすいまちづくりの促進

誰もが社会参加するために外出しやすいまちづくりの推進が必要です。バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、交通バリアフリー法とハートビル法を統合拡充し、より一体的なバリアフリー化の促進を図るものです。このバリアフリー新法に基づく交通バリアフリー基本構想の策定を視野に入れバリアフリー化の事業を推進します。

また、移動の円滑化の視点から福祉タクシー及び地域公共交通などの利用促進について、引き続き事業者等と連携を図ってまいります。

○公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進

バリアフリー新法等に基づき、公園施設等を含めた公共施設の整備に引き続き努めるとともに、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。この取り組みは公共施設だけではなく、商業施設などにも民間事業者の協力を得て進めていくことが大切です。そのため、民間事業者に対しても、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を広く普及することに努めます。



計画の推進

1 推進評価体制と今後の進め方

この第4次計画は、福祉の基本的な方向性は変わらないという考えで、第1次・第2次・第3次計画の検証、評価を踏まえ、茂原市地域福祉計画推進委員会の意見を取り入れるとともにパブリックコメントによる市民の意見も伺い策定しました。今後は、計画の進捗状況の把握、実行された事業内容の評価・改善をし、新たな生活課題が発生した場合には現計画の追加・変更事項の検討等を行ってまいります。具体的には、次のように進めます。

(1) 推進委員会による計画の推進

推進委員会は、3年後の途中経過の評価・見直し及び新たに全体計画の見直しを行う令和11年度まで継続してこの計画の推進を見守るため、主に次の作業を行います。

- 計画に記載されている目標の推進状況の評価・検討。
- 新しい生活課題に合わせた計画目標の追加・変更事項の検討。

(2) 計画の評価・公表

実行された計画目標の内容については、推進委員会が中心となって、次のような考え方で評価・公表を行います。

- 現状からどのように改善されたかを中心に評価します。
- 評価結果はホームページ等で広く市民に公表します。



これからに向けて

1 茂原市地域福祉計画推進委員会委員長からのメッセージ

「第4次茂原市地域福祉計画」の策定にあたって

誰もが安心して暮らすことのできる地域を実現するため、社会福祉と健康分野の政策に共通する視点を茂原市地域福祉計画では示しています。

第3次地域福祉計画の実施期間中である平成30年から令和5年を振り返りますと、福祉を取り巻く環境の変化が顕著であった期間であると感じています。ダブルケアやヤングケアラー、そして、8050問題など、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉という分野別の対応だけでは解決に至らない困難な問題が顕在化しました。

また、新型コロナウイルス感染症は人と人の繋がりを分断・希薄化し、地域福祉計画の基本理念である地域共生社会の実現を阻害する一因となったと言えるでしょう。

このような複層的な課題に対しては、総合的な視点からの検討が必要であるため、学識経験者や地域福祉に関わりの深い各種団体、教育関係機関の代表からなる茂原市地域福祉計画推進委員会を設置し、議論を重ねました。

社会福祉法の改正により、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくこととなります。そこで、計画の作成過程ではアンケートや地域懇談会、パブリックコメントを通じて市民の皆様の声に耳を傾け、計画に反映させました。計画策定にあたり、貴重なご意見を頂戴した市民の皆様に感謝を申し上げます。

目まぐるしく変化する時代のなかで、計画の根幹を見失うことなく施策を展開し、状況に応じて見直しをしながら福祉行政が運営されること、そして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会が訪れることを願っています。

令和6年3月
茂原市地域福祉計画推進委員会
委員長 丸岡 一人



資料編

1 計画策定の経過

年月日	項目	内容
令和5年 6月30日～ 7月17日	アンケート調査の実施	・地域福祉計画策定に向けた市民アンケート
7月10日	第1回 茂原市地域福祉計画推進委員会	・茂原市地域福祉計画の概要について
7月28日～ 9月29日	地域懇談会（市内13地区）	・地域の課題や取り組みについて
8月10日～ 8月31日	関係団体等調査（10団体）	・地域福祉に関する課題や取り組みについて
10月6日	第2回 茂原市地域福祉計画推進委員会	・市民アンケートの結果について ・事業評価の結果について ・地区懇談会の結果について ・関係団体等調査の結果について ・課題シートについて ・体系・骨子の検討について
11月9日	第1回 庁内検討委員会	・地域福祉計画骨子案について
11月15日	第3回 茂原市地域福祉計画推進委員会	・地域福祉計画骨子案について
12月22日	第2回 庁内検討委員会	・地域福祉計画素案について
令和6年 1月15日～ 2月14日	パブリックコメントの実施	・市民から意見を頂く
2月28日	第3回 庁内検討委員会	・パブリックコメントの結果について ・地域福祉計画最終案について
3月18日	第4回 茂原市地域福祉計画推進委員会	・パブリックコメントの結果について ・地域福祉計画の決定について
3月末	公表	・計画の公表

2 茂原市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成24年9月6日
茂原市告示第115号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により施行された茂原市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を推進するため、茂原市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価
- (2) 次期の地域福祉計画の策定に関する提言
- (3) 前2号に定める事項のほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 茂原市議会議員
- (3) 教育関係機関の代表者
- (4) 福祉関係行政機関の代表者
- (5) その他市長が必要とする者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 最初に招集される委員会は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

3 茂原市地域福祉計画推進委員会名簿

役 職	氏 名	推 薦 母 体
委員長	丸岡 一人	茂原市民生委員児童委員協議会
委 員	猪狩 誠	茂原市ほんのう地域包括支援センター
委 員	鶴見 公男	茂原市社会福祉協議会
委 員	永野 幸子	特定非営利活動法人カレンズ
委 員	松本 光男	茂原市自治会長連合会
委 員	平井 きよみ	茂原市ボランティア連絡協議会
委 員	白鳥 智子	茂原市身体障害者福祉会
委 員	梅田 俊明	茂原市長寿クラブ連合会
委 員	船木 易子	茂原市赤十字奉仕団
委 員	石毛 隆夫	茂原市議会
委 員	長谷川 雄二	茂原市小中学校長会
委 員	平井 仁	茂原市福祉部

第4次茂原市地域福祉計画

令和6年3月

発行 茂原市

編集 茂原市地域福祉計画推進委員会

茂原市福祉部社会福祉課

〒297-8511

千葉県茂原市道表1番地

TEL 0475-23-2111 (代)

0475-20-1571 (直通)

FAX 0475-20-1610

E-mail syafuku@city.mobara.chiba.jp